

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月13日
【発行者名】	三菱UFJ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 後藤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	荻久保 育子
	連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	継続募集額 上限 1兆円
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド(成長型)(「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託です。

当初元本は1口当たり1円です。

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

(略称：Dラ成長)

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034(受付時間：毎営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス <http://www.am.mufg.jp/>

(注) 基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。

毎営業日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。以下、同じ。

(5) 【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位

再投資される収益分配金については1口単位とします。

(7) 【申込期間】

平成21年11月14日から平成22年11月15日までです。

(注) 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、確定拠出年金制度を利用する場合の申込みに限り取り扱うものとします。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034(受付時間：毎営業日の9:00~17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社とします。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、5,000億円です。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式 債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	
追加型	内外	その他資産 ()	ETF	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般	年1回 年2回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
大型株 中小型株 債券	年4回 年6回 (隔月)	日本 北米 欧州	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ()	年12回 (毎月) 日々 その他 ()	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング			その他 ()	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、債券))) 資産複合 ()						その他 ()

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

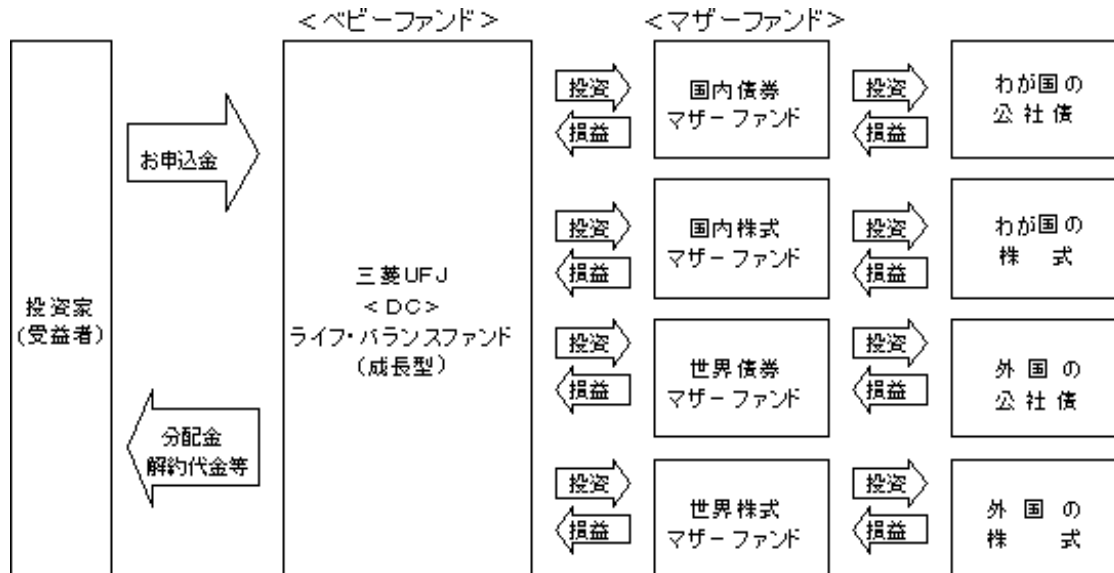
投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。		
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

運用はファミリーファンド方式により行い、国内債券マザーファンド、国内株式マザーファンド、世界債券マザーファンドおよび世界株式マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）への投資を通じて、内外の株式・公社債への実質的投資を行います。なお、当ファンドで直接投資をすることがあります。

ファミリーファンド方式とは、投資家（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みのことをいいます。



<ファンドの特色>

1

主として、国内債券マザーファンド、国内株式マザーファンド、世界債券マザーファンドおよび世界株式マザーファンドへの投資を通して、国内債券・国内株式・外国債券・外国株式への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ長期的に安定した収益の積上げをめざします。

2

委託会社が独自に指数化する合成インデックスをベンチマーク（注1）として、超過収益を積み上げることを図ります。

委託会社が独自に指数化する合成インデックスとは、NOMURA - B P I 総合インデックス^(注2) 32%、東証株価指数 (T O P I X)^(注3) 35%、シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)^(注4) 10%、M S C I K o k u s a i I n d e x (M S C I コクサイ インデックス) (円換算ベース)^(注5) 20%、無担保コール翌日物レート (短資協会発表) の平均値3%を合成したものです。

(注1) ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

(注2) NOMURA - B P I 総合インデックスとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA - B P I 総合インデックスは野村證券株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。

(注3) 東証株価指数 (T O P I X) とは、東京証券取引所第一部に上場する内国株全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。T O P I X に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、T O P I X の算出もしくは公表の方法の変更、T O P I X の算出もしくは公表の停止または T O P I X の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

(注4) シティグループ世界国債インデックス (除く日本) とは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化した債券インデックスです。

シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース) とは、シティグループ世界国債インデックス (除く日本) をもとに、委託会社が計算したものです。

(注5) M S C I K o k u s a i I n d e x (M S C I コクサイ インデックス) とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要国で構成されています。

M S C I K o k u s a i I n d e x (M S C I コクサイ インデックス) (円換算ベース) は、M S C I K o k u s a i I n d e x (M S C I コクサイ インデックス) (米ドルベース) をもとに、委託会社が計算したものです。

また、M S C I K o k u s a i I n d e x (M S C I コクサイ インデックス) はMSCI Inc.の財産であり、「MSCI」はMSCI Inc.のサービスマークです。

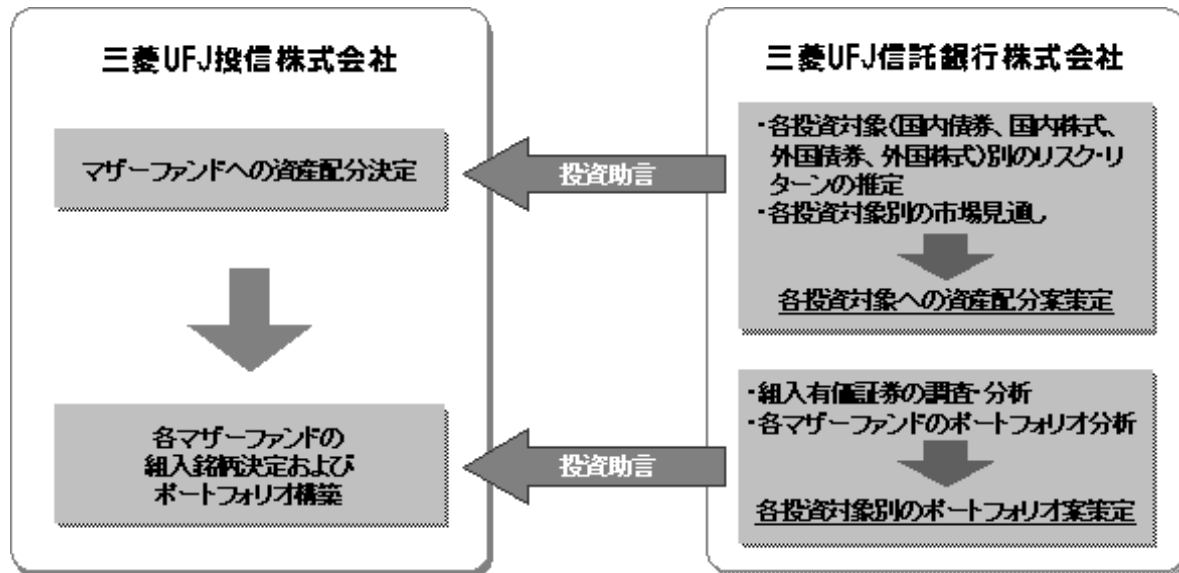
3 国内債券、国内株式、外国債券、および外国株式に投資するそれぞれのマザーファンドを設定し、その運用にはベンチマークを定め、アクティブ運用により、これを上回る収益を追求します。

マザーファンドの基本方針は以下の通りです。

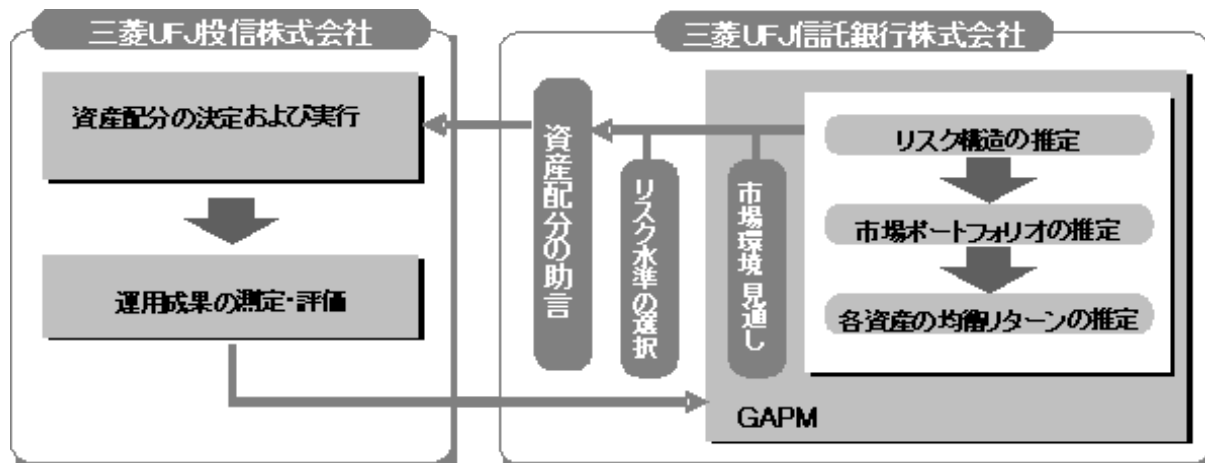
ファンド名	基本方針
国内債券マザーファンド	わが国の公社債を主要投資対象とし、NOMURA - B P I 総合インデックスを上回る投資成果をめざします。
国内株式マザーファンド	わが国の金融商品取引所に上場されている株式等を主要投資対象とし、東証株価指数 (T O P I X) を上回る投資成果をめざします。
世界債券マザーファンド	日本を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とし、シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース) を上回る投資成果をめざします。
世界株式マザーファンド	日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とし、M S C I K o k u s a i I n d e x (M S C I コクサイ インデックス) (円換算ベース) を上回る投資成果をめざします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。したがって、基準価額は為替相場の変動による影響を受け、投資元金を割り込むことがあります。

4 資産配分および各マザーファンドのポートフォリオ構築にあたりましては、三菱UFJ信託銀行株式会社からの投資助言を受けます。



（参考）ベビーファンドの資産配分助言のプロセス



GAPM

GAPM (Global Asset Pricing Model) とは、市場均衡理論にその基礎を置く資本資産評価モデル (CAPM = Capital Asset Pricing Model) をグローバルに展開した、リスク・リターンの推計モデルです。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）	
お申込金	収益分配金、解約代金等
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
お申込金	収益分配金、解約代金等
受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱UFJ投信株式会社
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

投資 損益
マザーファンド
投資 損益
有価証券等

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成21年9月末現在）

・沿革

平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成21年9月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	68,253株	55.0%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	37,230株	30.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	18,615株	15.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

国内債券マザーファンド受益証券、国内株式マザーファンド受益証券、世界債券マザーファンド受益証券および世界株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか内外の株式・公社債に直接投資することがあります。

主として、国内債券マザーファンド受益証券、国内株式マザーファンド受益証券、世界債券マザーファンド受益証券および世界株式マザーファンド受益証券への投資を通して、国内債券・国内株式・外国債券・外国株式への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ長期的に安定した収益の積上げをめざします。

国内債券32%、国内株式35%、外国債券10%、外国株式20%および短期金融商品3%の比率で配分した基本ポートフォリオのもと、個別資産毎におけるアクティブ運用を行い、委託会社が独自に指数化する合成インデックスをベンチマークとして超過収益を積み上げることを図ります。

(注) 委託会社が独自に指数化する合成インデックスとは、NOMURA - BPI総合インデックス32%、東証株価指数(TOPIX)35%、シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)10%、MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイインデックス)(円換算ベース)20%、無担保コール翌日物レート(短資協会発表)の平均値3%を合成したものです。

各資産につき、基本ポートフォリオにおける各資産毎の比率から±5%以内の範囲に配分比率の変動を抑えます。ただし、市況動向等に応じて、基本ポートフォリオは適宜見直しを行います。

資産配分については、三菱UFJ信託銀行株式会社からの投資助言を受けることとします。(注1)

実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、エクスポージャー（注2）のコントロールを行う場合があります。株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注1）投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

（注2）エクスポージャーとは、金融資産のうち市場の価格変動リスク・為替変動リスクにさらしている資産の度合いのことをいいます。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限り、）
 - ａ．有価証券先物取引等
 - ｂ．スワップ取引
 - ｃ．金利先渡取引および為替先渡取引
 - ハ．約束手形
 - 二．金銭債権
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする国内債券マザーファンド、国内株式マザーファンド、世界債券マザーファンド、世界株式マザーファンドおよび短期資産マザーファンドの受益証券のほか、次に掲げるものとします。

- １．株券または新株引受権証券
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
- １１．コマーシャル・ペーパー
- １２．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １３．外国または外国の者の発行する証券または証券で、１．から12．の証券または証券の性質を有するもの
- １４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- １５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるもの以外のもの
- １６．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- １７．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- １８．オプションを表示する証券または証券（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
- １９．預託証券（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
- ２０．外国法人が発行する譲渡性預金証券

21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

24. 外国の者に対する権利で23.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・ 外国為替予約取引

<マザーファンドの概要>

国内債券マザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、長期的に信託財産の成長を目標として運用を行います。

(運用方法)

投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

わが国の公社債を主要投資対象とします。

金利予測に基づき、デュレーション^(注1)のリスクをベンチマーク(NOMURA - BPI総合インデックス)に対して限定的に取りつつ、残存期間構成・種別構成の変更を行うことにより、長期・安定的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。

ポートフォリオ構築は以下のプロセスで行います。

1. マクロ経済・市場環境等の分析に基づき、デュレーション・残存期間構成・種別構成等を決定します。
2. デュレーションについては、ベンチマーク比±25%程度の範囲内で、コントロールします。
3. 残存期間構成については、ヒストリカルデータ分析とマクロ経済・市場環境等の分析における見通しから、割高割安を判定し決定します。
4. セクター配分は、ヒストリカルデータ分析に、信用リスク・流動性・投資家動向等の分析を加味して決定します。

金融債、事業債、円建外債への投資は、原則としてA格以上(S&P、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所の内の最高格付を採用)に限定しており、またセクター内においては一つの銘柄・業種に過度のウェイトをかけず、分散を図ります。

特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。

公社債組入比率は原則として100%に近い水準を維持します。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

運用にあたっては三菱UFJ信託銀行株式会社からの投資助言を受けることとします。^(注2)

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注1) デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

(注2) 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

(投資制限)

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

国内株式マザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

(運用方法)

投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

投資態度

わが国の金融商品取引所に上場されている株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

企業のファンダメンタルズ分析を重視したボトムアップによる銘柄選択を主軸としつつ、トップダウンによるリスク・コントロール(業種配分・ファクター戦略)を付加することにより、長期・安定的にベンチマーク(東証株価指数(TOPIX))を上回る投資成果をめざします。

ポートフォリオ構築は以下のプロセスで行います。

1. わが国の金融商品取引所上場銘柄および店頭登録銘柄を対象に成長性・安全性・流動性等を勘案した組入候補銘柄群を選定したうえで、利益成長性(業績モメンタム、中期成長性)、企業の定性評価(事業資質、経営資源、業界環境、企業戦略)、株価評価等を基準に組入銘柄・組入比率を決定し、ポートフォリオを構築します。
2. 構築されたポートフォリオについては、マクロ経済・金利・株式市場等の分析に基づくセクター配分、ファクター戦略を加味して、リスク・コントロールを図ります。

特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。

株式組入比率は原則として100%に近い水準を維持します。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

運用にあたっては三菱UFJ信託銀行株式会社からの投資助言を受けることとします。(注)

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

(投資制限)

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

世界債券マザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、長期的に信託財産の成長を目標として運用を行います。

(運用方法)

投資対象

日本を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

日本を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

金利・為替予測に基づき、通貨別投資配分、デュレーション、残存期間構成のリスクをベンチマー

ク(シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース))に対して限定的に取る
ことにより、長期・安定的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。

ポートフォリオ構築は以下のプロセスで行います。

1. 各国のマクロ環境分析、市場動向分析に基づき、通貨別国別投資配分・デュレーション・残存期間構成等を決定します。
2. 国別通貨別投資配分、デュレーションについては通貨ブロック(ドル圏、欧州圏)別のデュレーション調整後ウェイトをベンチマーク比±50%程度の範囲内とします。
3. 残存期間構成については、ヒストリカルデータ分析とマクロ経済・市況環境等の分析における見通しから、割高割安を判定し決定します。

原則としてA格以上(S&P、ムーディーズの内の最高格付を採用)の公社債等に限定しており、特定の銘柄に対し、過度の集中がないように配慮します。

公社債組入比率は原則として100%に近い水準を維持します。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

外貨建資産については、原則としてヘッジは行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、エクスポージャーのコントロールを行う場合があります。

運用にあたっては三菱UFJ信託銀行株式会社からの投資助言を受けることとします。(注)
なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

(投資制限)

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

世界株式マザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、長期的に信託財産の成長を目標として運用を行います。

(運用方法)

投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

世界各国の経済動向、株式市場動向の分析を踏まえ北米・欧州・アジアの3地域の投資配分を決定し、その上でボトムアップによる銘柄選択を行います。リスク・コントロール(国別配分・ファクター分析・信用リスク)を付加することにより長期・安定的にベンチマーク(MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(円換算ベース))を上回る投資成果をめざします。

ポートフォリオ構築は以下のプロセスで行います。

1. MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)採用銘柄およびインデックス採用国の中で成長性に魅力があり信用リスク上問題の無い銘柄から約1,000銘柄を投資対象銘柄として選定します。
2. 政治・経済・金利・通貨動向等マクロの環境分析、株式市場分析に基づき北米・欧州・アジアの3地域の投資配分を決定します。
3. 投資対象銘柄群の中から、利益成長性(業績モメンタム、中期成長性)、企業の定性評価(事業資質、経営資源、業界環境、企業戦略)、株価評価等を基準に組入銘柄・組入比率を決定します。
4. 上記により構築されたポートフォリオについては、国別ウエイト、ファクター分析、トラッキングエラー、投資対象国・投資対象銘柄制度による信用リスク等のチェックによりリスク・コントロールを図ります。

特定の銘柄や業種、国に対し、過度の集中がないように配慮します。

株式組入比率は原則として100%に近い水準を維持します。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るた

め、エクスポージャーのコントロールを行う場合があります。

運用にあたっては三菱UFJ信託銀行株式会社からの投資助言を受けることとします。(注)

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

(投資制限)

株式への投資割合に制限を設けません。ただし、外国または外国の者の発行する株券等に限りません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

短期資産マザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、安定的な収益の確保を目標として運用を行います。

(運用方法)

投資対象

わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

投資態度

わが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、利子等収益の確保を図ります。

運用にあたっては三菱UFJ信託銀行株式会社からの投資助言を受けることとします。(注)

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

(投資制限)

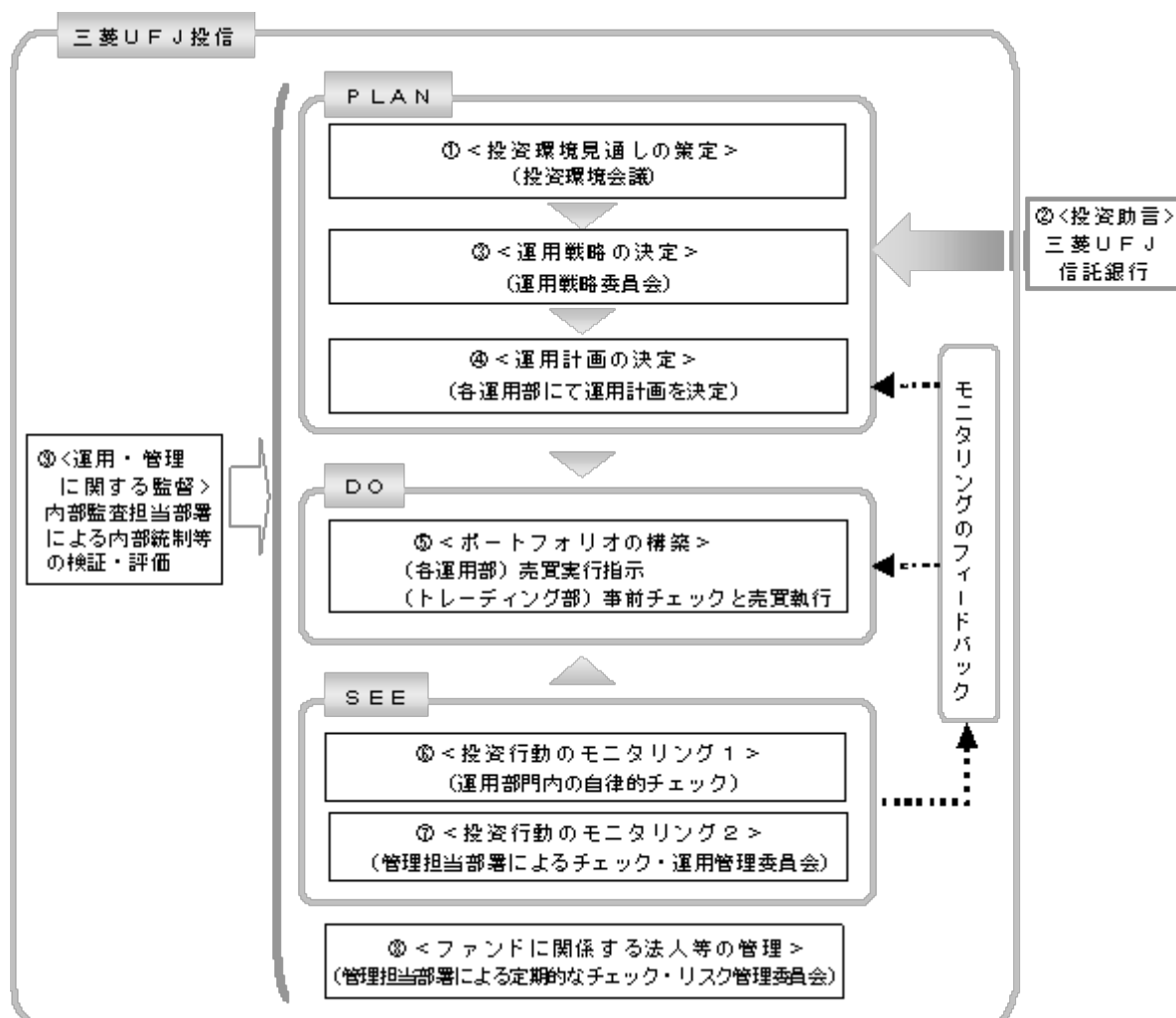
外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

(3) 【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

投資助言

当ファンドは、三菱UFJ信託銀行（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通し、およびの投資助言に沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リ

スク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(5名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成21年11月14日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかつた利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

株式

a. 委託会社は、信託財産に属する株式(株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

外貨建資産

a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。以下において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の45以上となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の45以上となった場合には、速やかにこれを調整します。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

新株引受権証券および新株予約権証券

a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資信託証券

a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の

割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（ に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ 5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をする

ことができます。

- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有

する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ・デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドへの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

市場リスク

(価格変動リスク)

当ファンドは、株式や公社債を実質的な主要投資対象とし、ベンチマークを上回る投資成果をめざしていることから、株式や公社債の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債の価格・ベンチマークが下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

(為替変動リスク)

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債は外貨建資産ですので、為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

留意事項

- ・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象

とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しております。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

市場リスク

(価格変動リスク・為替変動リスク)

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

(2)【換金(解約)手数料】

解約手数料はかかりません。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.575% (税抜 年1.5%)
委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.798% (税抜 年0.76%)	年0.693% (税抜 年0.66%)	年0.084% (税抜 年0.08%)

信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

消費税および地方消費税に相当する金額(「消費税等相当額」といいます。)を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日

および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、以下のものが含まれます。

- ・有価証券の売買の際に発生する証券取引に伴う手数料
- ・先物取引・オプション取引に要する費用
- ・有価証券の保管に要する費用

（＊）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の場合の課税の取扱いは、次の通りです。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。特別分配金（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）は課税されません。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税・申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率となります。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンド

を複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務署等にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年8月31日現在
(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	84,776,656	98.77
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		1,058,636	1.23
純資産総額		85,835,292	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成21年8月31日現在

国/地域	銘柄	種類	業種	口数 (口)	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	国内債券マザーファンド	親投資信託 受益証券		25,287,924	1.1737 1.1800	29,680,436 29,839,750		34.76
日本	国内株式マザーファンド	親投資信託 受益証券		56,578,269	0.5337 0.5231	30,195,822 29,596,092		34.48
日本	世界株式マザーファンド	親投資信託 受益証券		22,258,844	0.7606 0.7551	16,930,076 16,807,653		19.58
日本	世界債券マザーファンド	親投資信託 受益証券		4,718,364	1.8425 1.8085	8,693,585 8,533,161		9.94

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

平成21年8月31日現在

種類/業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.77
合計	98.77

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成21年8月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成14年 8月14日)	13,530,868 (分配付) 13,530,868 (分配落)	9,218 (分配付) 9,218 (分配落)
第2計算期間末日 (平成15年 8月14日)	26,707,368 (分配付) 26,707,368 (分配落)	9,565 (分配付) 9,565 (分配落)
第3計算期間末日 (平成16年 8月16日)	35,326,228 (分配付) 35,326,228 (分配落)	9,734 (分配付) 9,734 (分配落)
第4計算期間末日 (平成17年 8月15日)	47,414,130 (分配付) 47,414,130 (分配落)	10,969 (分配付) 10,969 (分配落)
第5計算期間末日 (平成18年 8月14日)	63,266,397 (分配付) 63,266,397 (分配落)	12,663 (分配付) 12,663 (分配落)
第6計算期間末日 (平成19年 8月14日)	102,940,635 (分配付) 102,940,635 (分配落)	13,543 (分配付) 13,543 (分配落)
第7計算期間末日 (平成20年 8月14日)	98,881,658 (分配付) 98,881,658 (分配落)	11,784 (分配付) 11,784 (分配落)

第8計算期間末日 (平成21年 8月14日)	86,379,568 (分配付) 86,379,568 (分配落)	10,008 (分配付) 10,008 (分配落)
平成20年 8月末日	94,070,112	11,861
9月末日	80,300,983	10,658
10月末日	69,997,727	9,187
11月末日	69,092,267	8,978
12月末日	70,810,146	9,089
平成21年 1月末日	68,161,326	8,598
2月末日	67,216,967	8,475
3月末日	71,348,944	8,664
4月末日	75,718,256	9,131
5月末日	78,317,145	9,435
6月末日	81,685,443	9,620
7月末日	84,577,775	9,872
8月末日	85,835,292	9,917

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	7.82
第2計算期間	3.76
第3計算期間	1.76
第4計算期間	12.68
第5計算期間	15.44
第6計算期間	6.94
第7計算期間	12.98
第8計算期間	15.07

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額、以下「前期末基準価額」)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

<参考>

「国内債券マザーファンド」

(1) 投資状況

平成21年8月31日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	日本	1,994,974,150	72.81
地方債証券	日本	137,846,850	5.03
特殊債券	日本	431,286,000	15.74
社債券	日本	118,255,020	4.32
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		57,574,685	2.10
純資産総額		2,739,936,705	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成21年8月31日現在

国/ 地域	銘柄	種類	業種	券面総額 (千円)	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
					日本	第77回利付国債(20年)	国債証券	
日本	第291回利付国債(10年)	国債証券		170,000	100.23 101.5610	170,394,400 172,653,700	1.300000 2018/03/20	6.30
日本	第28回利付国債(20年)	国債証券		100,000	122.65 123.3370	122,653,000 123,337,000	5.000000 2015/03/20	4.50
日本	第296回利付国債(10年)	国債証券		120,000	101.38 102.6150	121,656,000 123,138,000	1.500000 2018/09/20	4.49
日本	第282回利付国債(10年)	国債証券		107,000	104.43 105.4750	111,746,520 112,858,250	1.700000 2016/09/20	4.12
日本	第3回緑資源債券(財投機関債)	特殊債券		100,000	103.36 104.0020	103,366,000 104,002,000	1.710000 2014/09/25	3.80
日本	第212回信金中金債	特殊債券		100,000	102.83 103.0550	102,838,000 103,055,000	1.650000 2012/07/27	3.76
日本	第4回都市基盤整備債券(財投機関債)	特殊債券		100,000	102.19 102.6110	102,190,000 102,611,000	1.360000 2012/12/20	3.75
日本	第588回東京都公募公債	地方債 証券		100,000	102.40 102.6050	102,400,000 102,605,000	1.300000 2012/08/24	3.74
日本	第501回東京電力	社債券		100,000	100.91 101.2370	100,919,000 101,237,000	0.920000 2013/02/14	3.69
日本	第825回政府保証公営企業債券	特殊債券		100,000	100.80 101.2090	100,800,000 101,209,000	0.800000 2013/03/26	3.69
日本	第228回利付国債(10年)	国債証券		93,000	102.00 102.0020	94,865,580 94,861,860	1.500000 2011/03/21	3.46
日本	第234回利付国債(10年)	国債証券		84,000	102.33 102.3930	85,961,400 86,010,120	1.400000 2011/09/20	3.14
日本	第96回利付国債(20年)	国債証券		80,000	100.19 101.3120	80,156,000 81,049,600	2.100000 2027/06/20	2.96
日本	第81回利付国債(5年)	国債証券		80,000	100.55 101.0400	80,446,400 80,832,000	0.800000 2014/03/20	2.95
日本	第243回利付国債(10年)	国債証券		75,000	102.10 102.3370	76,575,750 76,752,750	1.100000 2012/09/20	2.80
日本	第44回利付国債(20年)	国債証券		68,000	109.75 110.8690	74,630,000 75,390,920	2.500000 2020/03/20	2.75
日本	第270回利付国債(10年)	国債証券		72,000	102.53 103.2830	73,823,920 74,363,760	1.300000 2015/06/20	2.71
日本	第286回利付国債(10年)	国債証券		70,000	104.79 106.0910	73,356,500 74,263,700	1.800000 2017/06/20	2.71
日本	第110回利付国債(20年)	国債証券		70,000	99.37 100.2770	69,564,600 70,193,900	2.100000 2029/03/20	2.56
日本	第17回利付国債(30年)	国債証券		60,000	102.33 103.7560	61,403,400 62,253,600	2.400000 2034/12/20	2.27
日本	第15回利付国債(20年)	国債証券		50,000	110.31 109.9790	55,156,500 54,989,500	6.700000 2011/03/21	2.01
日本	第287回利付国債(10年)	国債証券		39,000	105.55 106.8550	41,166,450 41,673,450	1.900000 2017/06/20	1.52
日本	第558回東京都公募公債	地方債 証券		35,000	100.79 100.6910	35,276,500 35,241,850	1.700000 2010/02/25	1.29
日本	第252回利付国債(10年)	国債証券		34,000	101.67 102.0320	34,570,860 34,690,880	1.000000 2013/06/20	1.27

日本	第278回利付国債(10年)	国債証券	31,000	105.37 106.2500	32,667,490 32,937,500	1.800000 2016/03/20	1.20
日本	第285回利付国債(10年)	国債証券	30,000	104.20 105.4640	31,262,700 31,639,200	1.700000 2017/03/20	1.15
日本	第83回利付国債(5年)	国債証券	30,000	100.89 101.3980	30,267,300 30,419,400	0.900000 2014/06/20	1.11
日本	第80回利付国債(5年)	国債証券	30,000	100.72 101.1340	30,216,000 30,340,200	0.800000 2013/12/20	1.11
日本	第298回利付国債(10年)	国債証券	30,000	99.41 100.5830	29,825,700 30,174,900	1.300000 2018/12/20	1.10

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成21年8月31日現在

種類 / 業種別	投資比率(%)
国債証券	72.81
地方債証券	5.03
特殊債券	15.74
社債券	4.32
合計	97.90

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

< 参考 >

「国内株式マザーファンド」

(1) 投資状況

平成21年8月31日現在

(単位: 円)

資産の種類	国 / 地域名	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	1,700,473,500	98.85
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		19,747,652	1.15
純資産総額		1,720,221,152	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成21年8月31日現在

国 / 地域	銘柄	種類	業種	株式数	上段: 帳簿価額 下段: 評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	18,000	4,090.00 3,990.00	73,620,000 71,820,000		4.18
日本	ソフトバンク	株式	情報・ 通信業	25,000	1,988.00 2,085.00	49,700,000 52,125,000		3.03
日本	三井住友フィナンシャルグループ	株式	銀行業	12,000	3,970.00 4,010.00	47,640,000 48,120,000		2.80
日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	80,000	598.00 594.00	47,840,000 47,520,000		2.76
日本	本田技研工業	株式	輸送用機器	15,000	3,100.00 2,935.00	46,500,000 44,025,000		2.56
日本	野村ホールディングス	株式	証券・商品 先物取引業	50,000	786.00 823.00	39,300,000 41,150,000		2.39
日本	東芝	株式	電気機器	85,000	456.17 478.00	38,774,511 40,630,000		2.36
日本	三井物産	株式	卸売業	30,000	1,303.00 1,212.00	39,090,000 36,360,000		2.11
日本	日本電産	株式	電気機器	5,000	6,780.00 6,690.00	33,900,000 33,450,000		1.94
日本	三菱商事	株式	卸売業	15,200	1,938.00 1,885.00	29,457,600 28,652,000		1.67
日本	東京海上ホールディングス	株式	保険業	10,000	2,890.00 2,770.00	28,900,000 27,700,000		1.61
日本	ソニー	株式	電気機器	10,000	2,695.00 2,515.00	26,950,000 25,150,000		1.46

日本	クボタ	株式	機械	30,000	765.00 769.00	22,950,000 23,070,000		1.34
日本	日本碍子	株式	ガラス・土石製品	10,000	2,140.00 2,170.00	21,400,000 21,700,000		1.26
日本	住友不動産	株式	不動産業	10,000	1,918.00 1,959.00	19,180,000 19,590,000		1.14
日本	富士通	株式	電気機器	30,000	646.14 626.00	19,384,362 18,780,000		1.09
日本	塩野義製薬	株式	医薬品	8,000	2,120.00 2,280.00	16,960,000 18,240,000		1.06
日本	みずほフィナンシャルグループ	株式	銀行業	80,000	225.00 228.00	18,000,000 18,240,000		1.06
日本	東日本旅客鉄道	株式	陸運業	3,000	5,610.00 6,080.00	16,830,000 18,240,000		1.06
日本	三井不動産	株式	不動産業	10,000	1,743.00 1,758.00	17,430,000 17,580,000		1.02
日本	信越化学工業	株式	化学	3,000	5,060.00 5,500.00	15,180,000 16,500,000		0.96
日本	東洋電機製造	株式	電気機器	20,000	755.00 819.00	15,100,000 16,380,000		0.95
日本	アイシン精機	株式	輸送用機器	7,000	2,458.39 2,330.00	17,208,797 16,310,000		0.95
日本	日清紡ホールディングス	株式	繊維製品	15,000	1,178.00 1,087.00	17,670,000 16,305,000		0.95
日本	参天製薬	株式	医薬品	5,000	2,895.00 3,130.00	14,475,000 15,650,000		0.91
日本	スズキ	株式	輸送用機器	7,000	2,285.00 2,220.00	15,995,000 15,540,000		0.90
日本	三菱地所	株式	不動産業	10,000	1,533.00 1,543.00	15,330,000 15,430,000		0.90
日本	富士フイルムホールディングス	株式	化学	5,500	2,885.00 2,775.00	15,867,500 15,262,500		0.89
日本	新日本製鐵	株式	鉄鋼	40,000	378.00 365.00	15,120,000 14,600,000		0.85
日本	住友金属鉱山	株式	非鉄金属	10,000	1,477.00 1,435.00	14,770,000 14,350,000		0.83

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成21年8月31日現在

種類 / 業種別	投資比率 (%)
株式	
鉱業	0.44
建設業	0.97
食料品	1.00
繊維製品	1.22
パルプ・紙	0.16
化学	8.14
医薬品	3.67
石油・石炭製品	1.10
ゴム製品	0.79
ガラス・土石製品	2.48
鉄鋼	2.70
非鉄金属	1.89
金属製品	0.74
機械	5.14
電気機器	17.28
輸送用機器	12.85
精密機器	1.62
その他製品	1.75
陸運業	1.59
海運業	0.63
空運業	0.25
倉庫・運輸関連業	0.13
情報・通信業	6.10
卸売業	4.75
小売業	1.98
銀行業	8.65
証券・商品先物取引業	2.73
保険業	1.61
その他金融業	0.62
不動産業	3.33
サービス業	2.54
合計	98.85

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

<参考>

「世界債券マザーファンド」

(1) 投資状況

平成21年8月31日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	161,052,205	29.28
	イタリア	125,332,468	22.79
	ドイツ	106,474,162	19.36
	フランス	49,745,129	9.05
	イギリス	44,094,500	8.02
	カナダ	19,258,046	3.50
	ベルギー	9,279,000	1.69
	ポーランド	4,548,455	0.83
	スイス	3,725,770	0.68
	スウェーデン	3,662,742	0.67
	マレーシア	2,801,403	0.51
	シンガポール	2,054,374	0.37
	ノルウェー	1,344,821	0.24
	オーストラリア	772,664	0.14
特殊債券	オーストラリア	2,782,664	0.51
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		13,041,538	2.36
純資産総額		549,969,941	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成21年8月31日現在

国/ 地域	銘柄	種類	業種	券面総額	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
イタリア	4 ITALY GOVT 170201	国債証券		270,000.00	13,685.50 13,791.6205	36,950,851 37,237,375	4.000000 2017/02/01	6.77
イタリア	3.75 ITALY GOVT 150801	国債証券		240,000.00	13,609.89 13,714.6835	32,663,736 32,915,240	3.750000 2015/08/01	5.98
ドイツ	4.25 BUND 140704	国債証券		200,000.00	14,241.43 14,333.3631	28,482,873 28,666,726	4.250000 2014/07/04	5.21
アメリカ	3.875 T-NOTE 100915	国債証券		275,000.00	9,610.90 9,605.1108	26,429,993 26,414,054	3.875000 2010/09/15	4.80
ドイツ	5.625 BUND 280104	国債証券		160,000.00	15,901.81 16,046.4052	25,442,906 25,674,248	5.625000 2028/01/04	4.67
イギリス	6 GILT 281207	国債証券		129,000.00	18,422.44 19,449.0219	23,764,948 25,089,238	6.000000 2028/12/07	4.56
フランス	4 O.A.T 131025	国債証券		172,000.00	14,022.43 14,102.0215	24,118,582 24,255,476	4.000000 2013/10/25	4.41
イタリア	3 ITALY GOVT 120301	国債証券		160,000.00	13,530.30 13,567.4420	21,648,480 21,707,907	3.000000 2012/03/01	3.95
ドイツ	4 OBL 120413	国債証券		130,000.00	14,008.90 14,040.7372	18,211,571 18,252,958	4.000000 2012/04/13	3.32
フランス	3.75 O.A.T 210425	国債証券		130,000.00	13,270.30 13,373.7730	17,251,397 17,385,904	3.750000 2021/04/25	3.16
イタリア	4.25 ITALY GOVT 130801	国債証券		120,000.00	13,994.57 14,041.0025	16,793,490 16,849,203	4.250000 2013/08/01	3.06
イギリス	4 GILT 160907	国債証券		100,000.00	15,763.35 16,067.2988	15,763,356 16,067,298	4.000000 2016/09/07	2.92
アメリカ	0.875 T-NOTE 101231	国債証券		170,000.00	9,276.17 9,306.6039	15,769,494 15,821,226	0.875000 2010/12/31	2.88
アメリカ	4 T-NOTE 140215	国債証券		140,000.00	9,866.66 9,972.4481	13,813,332 13,961,427	4.000000 2014/02/15	2.54

カナダ	4 CAN GOVT 160601	国債証券	150,000.00	8,946.67 9,039.8089	13,420,019 13,559,713	4.000000 2016/06/01	2.47
アメリカ	4.375 T-BOND 380215	国債証券	135,000.00	9,056.64 9,542.0765	12,226,464 12,881,803	4.375000 2038/02/15	2.34
アメリカ	3.75 T-NOTE 181115	国債証券	130,000.00	9,284.14 9,487.0121	12,069,385 12,333,115	3.750000 2018/11/15	2.24
アメリカ	4.625 T-NOTE 120229	国債証券	120,000.00	9,999.25 10,029.6861	11,999,105 12,035,622	4.625000 2012/02/29	2.19
イタリア	5.5 ITALY GOVT 101101	国債証券	80,000.00	13,961.41 13,959.1574	11,169,130 11,167,325	5.500000 2010/11/01	2.03
ドイツ	4.25 BUND 180704	国債証券	75,000.00	14,251.51 14,368.1174	10,688,638 10,776,088	4.250000 2018/07/04	1.96
アメリカ	1.375 T-NOTE 120515	国債証券	110,000.00	9,200.09 9,263.1320	10,120,106 10,189,443	1.375000 2012/05/15	1.85
ベルギー	3.25 BEL GOVT 160928	国債証券	70,000.00	13,129.69 13,255.7145	9,190,787 9,279,000	3.250000 2016/09/28	1.69
ドイツ	4 BUND 370104	国債証券	65,000.00	13,131.15 13,246.4290	8,535,251 8,610,178	4.000000 2037/01/04	1.57
ドイツ	4.25 BUND 390704	国債証券	55,000.00	13,796.52 13,911.5361	7,588,090 7,651,344	4.250000 2039/07/04	1.39
ドイツ	3.25 BUND 150704	国債証券	50,000.00	13,562.66 13,685.2352	6,781,333 6,842,617	3.250000 2015/07/04	1.24
アメリカ	3.875 T-NOTE 180515	国債証券	70,000.00	9,407.31 9,608.7334	6,585,119 6,726,112	3.875000 2018/05/15	1.22
アメリカ	2.75 T-NOTE 131031	国債証券	70,000.00	9,406.58 9,510.1971	6,584,612 6,657,137	2.750000 2013/10/31	1.21
アメリカ	4.5 T-NOTE 160215	国債証券	60,000.00	9,966.65 10,123.1506	5,979,990 6,073,890	4.500000 2016/02/15	1.10
アメリカ	6.25 T-BOND 230815	国債証券	50,000.00	11,108.51 11,427.3068	5,554,256 5,713,652	6.250000 2023/08/15	1.04
イタリア	6.5 ITALY GOVT 271101	国債証券	34,000.00	15,937.89 16,045.3440	5,418,885 5,455,416	6.500000 2027/11/01	0.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成21年8月31日現在

種類 / 業種別	投資比率(%)
国債証券	97.12
特殊債券	0.51
合計	97.63

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

< 参考 >

「世界株式マザーファンド」

(1) 投資状況

平成21年8月31日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
株式	アメリカ	497,244,156	53.87
	イギリス	68,855,015	7.46
	オーストラリア	54,439,452	5.90
	フランス	47,468,500	5.14
	スイス	41,139,272	4.46
	カナダ	36,904,108	4.00
	スウェーデン	34,477,008	3.74
	ドイツ	25,781,582	2.79
	香港	21,248,375	2.30
	デンマーク	20,378,996	2.21
	オランダ	12,623,570	1.37
	ベルギー	12,252,442	1.33
	フィンランド	8,467,460	0.92
	シンガポール	7,904,516	0.86
	スペイン	4,716,768	0.51
	オーストリア	3,665,915	0.40
イタリア	2,911,278	0.32	
投資証券	オーストラリア	2,415,968	0.26
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		20,084,424	2.16
純資産総額		922,978,805	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成21年8月31日現在

国/ 地域	銘柄	種類	業種	株式数	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
アメリカ	EOG RESOURCES INC	株式	エネルギー	3,610	7,254.12 6,793.20	26,187,383 24,523,470		2.66
カナダ	SUNCOR ENERGY INC	株式	エネルギー	8,330	3,139.61 2,915.90	26,153,009 24,289,475		2.63
アメリカ	OMNICOM GROUP	株式	メディア	6,570	3,214.36 3,421.17	21,118,400 22,477,143		2.44
アメリカ	EXXON MOBIL CORP	株式	エネルギー	3,435	6,466.76 6,502.92	22,213,321 22,337,560		2.42
アメリカ	WELLPOINT INC	株式	ヘルスケア機器・ サービス	4,480	4,687.07 4,981.99	20,998,116 22,319,327		2.42
アメリカ	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・ サービス	8,910	2,175.68 2,288.82	19,385,312 20,393,414		2.21
アメリカ	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	株式	食品・飲料・ タバコ	4,560	4,357.85 4,206.68	19,871,807 19,182,489		2.08
アメリカ	WALGREEN CO	株式	食品・生活必需品 小売り	5,380	2,831.35 3,123.48	15,232,674 16,804,339		1.82
アメリカ	IRON MOUNTAIN INC	株式	商業・専門サービス	5,835	2,708.00 2,770.14	15,801,226 16,163,789		1.75
アメリカ	WAL-MART STORES INC	株式	食品・生活必需品 小売り	3,360	4,542.40 4,741.79	15,262,481 15,932,435		1.73
アメリカ	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	株式	保険	45	326,195.32 306,691.18	14,678,789 13,801,103		1.50
フランス	TOTAL SA	株式	エネルギー	2,542	5,093.76 5,347.12	12,948,337 13,592,382		1.47
アメリカ	MARKEL CORP	株式	保険	430	29,410.63 30,446.54	12,646,573 13,092,013		1.42
アメリカ	ORACLE CORP	株式	ソフトウェア・ サービス	6,140	1,967.01 2,055.11	12,077,474 12,618,426		1.37
カナダ	SNC-LAVALIN GROUP INC	株式	資本財	3,130	3,889.56 4,030.23	12,174,341 12,614,633		1.37
アメリカ	SCHLUMBERGER LTD	株式	エネルギー	2,340	4,980.13 5,319.56	11,653,522 12,447,785		1.35

ベルギー	GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	株式	各種金融	1,510	7,496.05 8,114.20	11,319,037 12,252,442		1.33
スウェーデン	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	株式	銀行	4,890	2,254.19 2,501.76	11,022,989 12,233,606		1.33
アメリカ	PEPSICO INC	株式	食品・飲料・ タバコ	2,320	5,363.15 5,263.92	12,442,517 12,212,299		1.32
アメリカ	MOODY'S CORP	株式	各種金融	4,760	2,265.63 2,555.91	10,784,437 12,166,152		1.32
スイス	NESTLE SA-REG	株式	食品・飲料・ タバコ	3,140	3,832.06 3,756.75	12,032,678 11,796,204		1.28
アメリカ	TJX COMPANIES INC	株式	小売	3,270	3,231.06 3,387.79	10,565,571 11,078,080		1.20
アメリカ	WYETH	株式	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	2,450	4,331.88 4,448.73	10,613,119 10,899,407		1.18
アメリカ	DONALDSON CO INC	株式	資本財	3,030	3,575.12 3,558.43	10,832,634 10,782,054		1.17
フランス	L'OREAL	株式	家庭用品・ パーソナル用品	1,140	7,860.83 9,219.17	8,961,356 10,509,859		1.14
スウェーデン	ATLAS COPCO AB-A SHS	株式	資本財	8,660	1,088.00 1,198.76	9,422,123 10,381,261		1.12
アメリカ	ECOLAB INC	株式	素材	2,600	3,883.02 3,900.64	10,095,861 10,141,675		1.10
アメリカ	T ROWE PRICE GROUP INC	株式	各種金融	2,380	4,362.48 4,241.00	10,382,725 10,093,580		1.09
オーストラリア	BHP BILLITON LTD	株式	素材	3,379	3,035.31 2,961.76	10,256,337 10,007,795		1.08
アメリカ	FASTENAL CO	株式	資本財	2,840	3,410.97 3,397.99	9,687,175 9,650,301		1.05

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成21年8月31日現在

種類 / 業種別		投資比率 (%)
株式	エネルギー	13.93
	素材	4.62
	資本財	9.81
	商業・専門サービス	3.31
	運輸	2.25
	自動車・自動車部品	0.72
	耐久消費財・アパレル	1.22
	消費者サービス	0.29
	メディア	3.52
	小売	3.04
	食品・生活必需品小売り	4.31
	食品・飲料・タバコ	9.52
	家庭用品・パーソナル用品	2.14
	ヘルスケア機器・サービス	5.33
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.57
	銀行	6.05
	各種金融	6.40
	保険	5.11
	不動産	1.09
	ソフトウェア・サービス	5.66
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.69
	電気通信サービス	0.79
	半導体・半導体製造装置	2.17
	小計	97.56
投資証券		0.26
合計		97.82

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

< 参考 >

「短期資産マザーファンド」

当ファンドは、当該マザーファンドへの投資を行っていないため記載を省略しております。

6【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。
申込単位	1円以上1円単位
申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
申込手数料	ありません。
申込方法	取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。なお、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

(2) 換金（解約）手続等

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
解約単位	1口単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
信託財産留保額	ありません。
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産管理等の概要

基準価額の算出方法	<p>基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数</p> <p>なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。</p> <p>(注) 「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。</p> <p>(主な評価方法)</p> <p>マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。</p> <p>株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。</p> <p>公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。</p> <p>外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。</p> <p>外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。</p>
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	<p>基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。</p> <p>また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。</p> <p>なお、下記においてもご照会いただけます。</p> <p>三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/</p>
受益証券の保管	該当事項はありません。
信託期間	平成13年10月18日から無期限 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。
計算期間	原則として、毎年8月15日から翌年8月14日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
ファンドの償還条件等	<p>委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が10億口を下回るようになった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき <p>このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。</p> <p>委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。</p>
信託約款の変更	<p>委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。</p>

ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
異議申立ておよび反対者の買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間(1ヵ月以上)内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。この公告は、日本経済新聞に掲載します。

(2) 受益者の権利等

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 ・収益分配金は、原則として毎計算期間の終了日(決算日)の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に対する請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金(解約)請求権	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 (「6 手続等の概要(2)換金(解約)手続等」をご参照ください。)

第2【財務ハイライト情報】

- 以下の情報は、有価証券届出書「第三部ファンドの詳細情報 第4ファンドの経理状況」の財務諸表から抜粋して記載しております。
- 当該財務諸表は、あらた監査法人により監査を受けております。
なお、当該監査証明に係る監査報告書は、有価証券届出書「第三部ファンドの詳細情報 第4ファンドの経理状況」に添付されております。

三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）

1【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 [平成20年8月14日現在]	第8期 [平成21年8月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,450,664	1,482,024
親投資信託受益証券	96,656,159	85,499,919
未収利息	47	4
流動資産合計	100,106,870	86,981,947
資産合計	100,106,870	86,981,947
負債の部		
流動負債		
未払解約金	441,595	-
未払受託者報酬	41,439	31,858
未払委託者報酬	735,502	565,408
その他未払費用	6,676	5,113
流動負債合計	1,225,212	602,379
負債合計	1,225,212	602,379
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 83,913,008	¹ 86,311,728
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,968,650	67,840
（分配準備積立金）	12,865,909	10,943,428
元本等合計	98,881,658	86,379,568
純資産合計	98,881,658	86,379,568
負債純資産合計	100,106,870	86,981,947

2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期	第8期
	自平成19年8月15日 至平成20年8月14日	自平成20年8月15日 至平成21年8月14日
営業収益		
受取利息	9,623	3,888
有価証券売買等損益	12,407,751	11,696,240
営業収益合計	12,398,128	11,692,352
営業費用		
受託者報酬	84,698	63,965
委託者報酬	1,503,331	1,135,179
その他費用	13,643	10,268
営業費用合計	1,601,672	1,209,412
営業利益	13,999,800	12,901,764
経常利益	13,999,800	12,901,764
当期純利益	13,999,800	12,901,764
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	447,476	1,887,829
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	26,932,301	14,968,650
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,346,989	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,346,989	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,758,316	3,886,875
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,758,316	2,697,985
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,188,890
分配金	10	10
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,968,650	67,840

3【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 (自平成19年8月15日 至平成20年8月14日)	第8期 (自平成20年8月15日 至平成21年8月14日)
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場で評価しております。</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>(1) 親投資信託受益証券 同 左</p> <p>(2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 同 左</p> <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券 同 左</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同 左</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 同 左</p>

(貸借対照表に関する注記)

	第7期 [平成20年8月14日現在]	第8期 [平成21年8月14日現在]
1 期首元本額	76,008,334円	83,913,008円
期中追加設定元本額	12,933,506円	18,528,760円
期中一部解約元本額	5,028,832円	16,130,040円
2 計算期間末日における受益権の総数	83,913,008口	86,311,728口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1784円 (11,784円)	1.0008円 (10,008円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期(自平成19年8月15日 至 平成20年8月14日)

1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	369,716円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	13,340,108円
分配準備積立金額	D	12,496,193円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	26,206,017円
当ファンドの期末残存口数	F	83,913,008口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,122円
1万口当たり分配金額	H	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

第8期(自平成20年8月15日 至 平成21年8月14日)

1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	420,109円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	16,468,010円
分配準備積立金額	D	10,523,319円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	27,411,438円
当ファンドの期末残存口数	F	86,311,728口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,175円
1万口当たり分配金額	H	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

（有価証券関係に関する注記）
売買目的有価証券

種 類	第 7 期 [平成20年8月14日現在]		第 8 期 [平成21年8月14日現在]	
	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	96,656,159	11,610,555	85,499,919	7,205,025
合計	96,656,159	11,610,555	85,499,919	7,205,025

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

- 1 取引の状況に関する事項
該当事項はありません。
- 2 取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

- (1) 「投資信託説明書（交付目論見書）」のほかに有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した「投資信託説明書（請求目論見書）」が作成され、投資家の請求があるときは交付されます。

なお、「投資信託説明書（請求目論見書）」の内容は、EDINET¹や委託会社のホームページ²のほかインターネット、電子媒体等により閲覧することができます。また、電磁的方法等により提供されることがあります。詳しくは販売会社にご確認ください。

1 “EDINET（エディネット）”は「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。有価証券報告書等の開示書類を、行政サービスの一環として、投資家等に対してインターネットで公開しています。

<http://info.edinet-fsa.go.jp/>

2 <http://www.am.mufg.jp/>

- (2) 「投資信託説明書（請求目論見書）」に記載される項目の一覧は次の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
- 2 ファンドの現況

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成13年10月18日	設定日、信託契約締結、運用開始
平成17年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継 名称を「UFJパートナーズ<DC>ライフ・バランスファンド（成長型）」から「三菱UFJ<DC>ライフ・バランスファンド（成長型）」に変更

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。
申込単位	1円以上1円単位
申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込価額の照会方法	申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufig.jp/
申込手数料	ありません。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
解約単位	1口単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
信託財産留保額	ありません。
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufig.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

その他	<p>委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。</p> <p>委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。</p> <p>受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。</p>
-----	---

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	<p>基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数</p> <p>なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。</p> <p>(注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。</p> <p>(主な評価方法)</p> <p>マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。</p> <p>株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場(外国で取引されているものについては、原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場)で評価します。</p> <p>公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。</p> <p>外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。</p> <p>外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。</p>
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	<p>基準価額は、販売会社にてご確認ください。</p> <p>また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。</p> <p>なお、下記においてもご照会いただけます。</p> <p>三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/</p>

(2)【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。
---------	-------------

(3)【信託期間】

信託期間	<p>平成13年10月18日から無期限</p> <p>ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。</p>
------	---

(4) 【計算期間】

計算期間	原則として、毎年8月15日から翌年8月14日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	---

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・受益権の口数が10億口を下回るようになった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
異議申立ておよび反対者の買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書の作成	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社 がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者 は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、 または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、 新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は ファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託 銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託 銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 ・収益分配金は、原則として毎計算期間の終了日(決算日)の翌営業日に、累積投資 契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記 載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に対する請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日ま でに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請 求しないときは、その権利を失います。
換金(解約)請求権	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 (「第2 手続等 2 換金(解約)手続等」をご参照ください。)

第4【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、第7期計算期間(平成19年8月15日から平成20年8月14日まで)については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しており、第8期計算期間(平成20年8月15日から平成21年8月14日まで)については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。ただし、第8期計算期間については「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年内閣府令第35号)の附則第16条第2項本文を適用しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(平成19年8月15日から平成20年8月14日まで)および第8期計算期間(平成20年8月15日から平成21年8月14日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

三菱UFJ<DC>ライフ・バランスファンド(成長型)

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第7期 [平成20年8月14日現在]	第8期 [平成21年8月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,450,664	1,482,024
親投資信託受益証券	96,656,159	85,499,919
未収利息	47	4
流動資産合計	100,106,870	86,981,947
資産合計	100,106,870	86,981,947
負債の部		
流動負債		
未払解約金	441,595	-
未払受託者報酬	41,439	31,858
未払委託者報酬	735,502	565,408
その他未払費用	6,676	5,113
流動負債合計	1,225,212	602,379
負債合計	1,225,212	602,379
純資産の部		
元本等		
元本	83,913,008	86,311,728
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	14,968,650	67,840
(分配準備積立金)	12,865,909	10,943,428
元本等合計	98,881,658	86,379,568
純資産合計	98,881,658	86,379,568
負債純資産合計	100,106,870	86,981,947

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 自平成19年8月15日 至平成20年8月14日	第8期 自平成20年8月15日 至平成21年8月14日
営業収益		
受取利息	9,623	3,888
有価証券売買等損益	12,407,751	11,696,240
営業収益合計	12,398,128	11,692,352
営業費用		
受託者報酬	84,698	63,965
委託者報酬	1,503,331	1,135,179
その他費用	13,643	10,268
営業費用合計	1,601,672	1,209,412
営業利益	13,999,800	12,901,764
経常利益	13,999,800	12,901,764
当期純利益	13,999,800	12,901,764
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	447,476	1,887,829
期首剰余金又は期首欠損金()	26,932,301	14,968,650
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,346,989	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,346,989	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,758,316	3,886,875
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,758,316	2,697,985
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,188,890
分配金	0	0
期末剰余金又は期末欠損金()	14,968,650	67,840

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 (自平成19年8月15日 至平成20年8月14日)	第8期 (自平成20年8月15日 至平成21年8月14日)
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場で評価しております。</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>(1) 親投資信託受益証券 同 左</p> <p>(2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 同 左</p> <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券 同 左</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同 左</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 同 左</p>

(貸借対照表に関する注記)

	第7期 [平成20年8月14日現在]	第8期 [平成21年8月14日現在]
1 期首元本額	76,008,334円	83,913,008円
期中追加設定元本額	12,933,506円	18,528,760円
期中一部解約元本額	5,028,832円	16,130,040円
2 計算期間末日における受益権の総数	83,913,008口	86,311,728口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1784円 (11,784円)	1.0008円 (10,008円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期(自平成19年8月15日至平成20年8月14日)

1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	369,716円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	13,340,108円
分配準備積立金額	D	12,496,193円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	26,206,017円
当ファンドの期末残存口数	F	83,913,008口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,122円
1万口当たり分配金額	H	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

第8期(自平成20年8月15日至平成21年8月14日)

1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	420,109円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	16,468,010円
分配準備積立金額	D	10,523,319円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	27,411,438円
当ファンドの期末残存口数	F	86,311,728口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,175円
1万口当たり分配金額	H	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

（有価証券関係に関する注記）
 売買目的有価証券

種 類	第 7 期 [平成20年8月14日現在]		第 8 期 [平成21年8月14日現在]	
	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	96,656,159	11,610,555	85,499,919	7,205,025
合計	96,656,159	11,610,555	85,499,919	7,205,025

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

- 1 取引の状況に関する事項
該当事項はありません。
- 2 取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
 該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

- （１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数（口）	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド	25,287,924	29,680,436	
	国内株式マザーファンド	56,578,269	30,195,822	
	世界債券マザーファンド	4,718,364	8,693,585	
	世界株式マザーファンド	22,258,844	16,930,076	
	親投資信託受益証券 小計	108,843,401	85,499,919	
合計		108,843,401	85,499,919	

第 2 信用取引契約残高明細表
 該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
 該当事項はありません。

[次へ](#)

<参考>

当ファンドは「国内債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「世界債券マザーファンド」、「世界株式マザーファンド」および「短期資産マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、これら親投資信託の受益証券です。

なお、これら親投資信託の状況は次の通りです。

「国内債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成20年8月14日現在]	[平成21年8月14日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	33,265,070	6,908,285
国債証券	2,202,545,840	2,014,944,230
地方債証券	111,004,957	137,724,750
特殊債券	522,874,600	429,988,600
社債券	146,130,990	118,059,110
未収利息	16,776,306	14,226,383
前払費用	639,257	1,088,648
流動資産合計	3,033,237,020	2,722,940,006
資産合計	3,033,237,020	2,722,940,006
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		
負債合計		
純資産の部		
元本等		
元本	1 2,643,513,477	2,320,040,961
剰余金		
剰余金又は欠損金()	389,723,543	402,899,045
元本等合計	3,033,237,020	2,722,940,006
純資産合計	3,033,237,020	2,722,940,006
負債純資産合計	3,033,237,020	2,722,940,006

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月8日から8月7日まで、および8月8日から翌年2月7日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自平成19年8月15日 至平成20年8月14日)	(自平成20年8月15日 至平成21年8月14日)
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>同左</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p>

（貸借対照表に関する注記）

	[平成20年8月14日現在]	[平成21年8月14日現在]
1 期首	平成19年8月15日	平成20年8月15日
期首元本額	2,863,893,364円	2,643,513,477円
期首からの追加設定元本額	552,212,166円	773,803,205円
期首からの一部解約元本額	772,592,053円	1,097,275,721円
元本の内訳*		
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定型）	760,674,668円	687,676,329円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	371,320,285円	325,554,000円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（成長型）	230,074,794円	195,051,156円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（積極型）	263,802,872円	222,068,341円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2010	82,230,302円	32,705,837円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2020	275,508,641円	255,920,700円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	188,051,820円	168,570,308円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2040	142,243,316円	123,605,749円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定型）	54,849,364円	51,022,232円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）	48,869,057円	50,882,381円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）	28,523,341円	25,287,924円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（積極型）	25,597,726円	21,989,622円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2010	11,934,148円	5,123,003円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2020	88,881,452円	87,100,058円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	42,819,561円	39,334,594円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2040	28,132,130円	28,148,727円
（合計）	2,643,513,477円	2,320,040,961円
2 計算期間末日における受益権の総数	2,643,513,477口	2,320,040,961口
3 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1474円 （11,474円）	1.1737円 （11,737円）

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	[平成20年8月14日現在]		[平成21年8月14日現在]	
	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	2,202,545,840	12,457,120	2,014,944,230	5,571,620
地方債証券	111,004,957	9,478	137,724,750	48,250
特殊債券	522,874,600	1,019,400	429,988,600	386,600
社債券	146,130,990	192,050	118,059,110	103,390
合計	2,982,556,387	13,659,092	2,700,716,690	6,109,860

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

1 取引の状況に関する事項
該当事項はありません。2 取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式
該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備 考
-----	-----	------	-------	-----

国債証券	第278回利付国債(2年)	20,000,000	20,051,600	
	第80回利付国債(5年)	30,000,000	30,247,200	
	第81回利付国債(5年)	80,000,000	80,552,000	
	第83回利付国債(5年)	30,000,000	30,294,600	
	第227回利付国債(10年)	25,000,000	25,535,250	
	第228回利付国債(10年)	93,000,000	94,844,190	
	第234回利付国債(10年)	84,000,000	85,969,800	
	第243回利付国債(10年)	75,000,000	76,624,500	
	第252回利付国債(10年)	34,000,000	34,613,700	
	第270回利付国債(10年)	102,000,000	104,726,460	
	第277回利付国債(10年)	20,000,000	20,850,600	
	第278回利付国債(10年)	31,000,000	32,723,600	
	第282回利付国債(10年)	107,000,000	112,067,520	
	第283回利付国債(10年)	25,000,000	26,358,500	
	第285回利付国債(10年)	30,000,000	31,336,500	
	第286回利付国債(10年)	70,000,000	73,560,900	
	第287回利付国債(10年)	39,000,000	41,295,150	
	第291回利付国債(10年)	170,000,000	171,055,700	
	第296回利付国債(10年)	120,000,000	122,148,000	
	第298回利付国債(10年)	30,000,000	29,937,600	
	第299回利付国債(10年)	30,000,000	29,859,900	
	第302回利付国債(10年)	20,000,000	20,043,200	
	第17回利付国債(30年)	60,000,000	61,701,000	
	第15回利付国債(20年)	50,000,000	55,099,500	
	第28回利付国債(20年)	100,000,000	122,809,000	
	第35回利付国債(20年)	20,000,000	23,201,600	
	第44回利付国債(20年)	68,000,000	74,998,560	
	第77回利付国債(20年)	200,000,000	202,526,000	
	第96回利付国債(20年)	80,000,000	80,574,400	
	第106回利付国債(20年)	29,000,000	29,435,000	
第110回利付国債(20年)	70,000,000	69,902,700		
国債証券 小計	1,942,000,000	2,014,944,230		
地方債証券	第558回東京都公募公債	35,000,000	35,267,750	
	第588回東京都公募公債	100,000,000	102,457,000	
	地方債証券 小計	135,000,000	137,724,750	
特殊債券	第825回政府保証公営企業債券	100,000,000	100,921,000	
	第4回都市基盤整備債券(財投機関債)	100,000,000	102,295,000	
	第34回政府保証電源開発債券	20,000,000	20,405,600	
	第212回信金中金債	100,000,000	102,886,000	
	第3回緑資源債券(財投機関債)	100,000,000	103,481,000	
特殊債券 小計	420,000,000	429,988,600		
社債券	第501回東京電力	100,000,000	101,028,000	
	第321回中国電力	17,000,000	17,031,110	
	社債券 小計	117,000,000	118,059,110	
合計	2,614,000,000	2,700,716,690		

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

[次へ](#)

「国内株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成20年8月14日現在]	[平成21年8月14日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	20,765,694	19,528,136
株式	2,019,610,500	1,735,747,800
未収入金	56,579,252	19,865,559
未収配当金	931,500	962,000
未収利息	287	62
流動資産合計	2,097,887,233	1,776,103,557
資産合計	2,097,887,233	1,776,103,557
負債の部		
流動負債		
未払金	56,270,182	20,936,921
流動負債合計	56,270,182	20,936,921
負債合計	56,270,182	20,936,921
純資産の部		
元本等		
元本	1 2,928,048,288	3,288,490,319
剰余金		
剰余金又は欠損金()	2 886,431,237	1,533,323,683
元本等合計	2,041,617,051	1,755,166,636
純資産合計	2,041,617,051	1,755,166,636
負債純資産合計	2,097,887,233	1,776,103,557

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月8日から8月7日まで、および8月8日から翌年2月7日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成19年 8月15日 至 平成20年 8月14日)	(自 平成20年 8月15日 至 平成21年 8月14日)
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券 金融商品取引所等の上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>同左</p> <p>(1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p>

（貸借対照表に関する注記）

	[平成20年8月14日現在]	[平成21年8月14日現在]
1 期首	平成19年8月15日	平成20年8月15日
期首元本額	2,677,761,675円	2,928,048,288円
期首からの追加設定元本額	1,041,348,065円	1,491,837,940円
期首からの一部解約元本額	791,061,452円	1,131,395,909円
元本の内訳*		
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定型）	418,722,763円	500,984,766円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	418,137,882円	485,226,719円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（成長型）	394,567,727円	437,719,044円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（積極型）	614,287,357円	669,900,214円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2010	54,240,796円	14,101,692円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2020	177,017,075円	201,926,310円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	229,100,228円	261,376,290円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2040	259,201,757円	285,379,502円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定型）	30,122,147円	37,296,453円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）	55,161,269円	75,402,983円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）	49,199,874円	56,578,269円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（積極型）	59,835,973円	66,648,576円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤーファンド 2010	7,847,479円	2,181,993円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤーファンド 2020	56,678,143円	67,935,926円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤーファンド 2030	52,195,979円	60,812,188円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤーファンド 2040	51,731,839円	65,019,394円
（合計）	2,928,048,288円	3,288,490,319円
2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	886,431,237円	1,533,323,683円
3 計算期間末日における受益権の総数	2,928,048,288口	3,288,490,319口
4 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.6973円 （6,973円）	0.5337円 （5,337円）

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	[平成20年8月14日現在]		[平成21年8月14日現在]	
	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	2,019,610,500	35,743,682	1,735,747,800	44,570,532
合計	2,019,610,500	35,743,682	1,735,747,800	44,570,532

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

- 取引の状況に関する事項
該当事項はありません。
- 取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

（単位：円）

コード	銘 柄 銘 柄 名	株式数	評 価 額		備 考
			単 価	金 額	
1605	国際石油開発帝石	10	744,000	7,440,000	
1925	大和ハウス工業	10,000	1,030	10,300,000	
1983	東芝プラントシステム	5,000	1,241	6,205,000	
2059	ユニ・チャーム ペットケア	1,500	3,270	4,905,000	
2503	麒麟ホールディングス	5,000	1,367	6,835,000	
2914	日本たばこ産業	20	281,400	5,628,000	
3105	日清紡ホールディングス	15,000	1,168	17,520,000	
3404	三菱レイヨン	10,000	324	3,240,000	
3893	日本製紙グループ本社	1,000	2,595	2,595,000	
3407	旭化成	10,000	484	4,840,000	

4005	住友化学	30,000	484	14,520,000	
4061	電気化学工業	20,000	326	6,520,000	
4063	信越化学工業	3,000	5,140	15,420,000	
4088	エア・ウォーター	10,000	1,120	11,200,000	
4091	大陽日酸	5,000	940	4,700,000	
4185	J S R	8,000	1,729	13,832,000	
4186	東京応化工業	3,000	2,230	6,690,000	
4202	ダイセル化学工業	10,000	616	6,160,000	
4208	宇部興産	35,000	257	8,995,000	
4217	日立化成工業	3,000	2,010	6,030,000	
4401	A D E K A	5,000	869	4,345,000	
4901	富士フイルムホールディングス	5,500	2,825	15,537,500	
4997	日本農薬	5,000	819	4,095,000	
6988	日東電工	3,000	2,980	8,940,000	
7947	エフピコ	1,000	4,440	4,440,000	
8113	ユニ・チャーム	1,000	7,590	7,590,000	
4507	塩野義製薬	8,000	2,155	17,240,000	
4519	中外製薬	2,200	1,800	3,960,000	
4527	ロート製薬	3,000	1,175	3,525,000	
4530	久光製薬	1,000	3,310	3,310,000	
4536	参天製薬	5,000	2,935	14,675,000	
4540	ツムラ	3,000	3,160	9,480,000	
4541	日医工	1,000	3,200	3,200,000	
4553	東和薬品	1,000	4,730	4,730,000	
5002	昭和シェル石油	10,000	1,021	10,210,000	
5016	新日鉱ホールディングス	20,000	501	10,020,000	
5108	ブリヂストン	8,000	1,764	14,112,000	
5201	旭硝子	15,000	845	12,675,000	
5214	日本電気硝子	3,000	1,055	3,165,000	
5302	日本カーボン	10,000	316	3,160,000	
5310	東洋炭素	500	5,200	2,600,000	
5333	日本碍子	15,000	2,240	33,600,000	
5401	新日本製鐵	40,000	388	15,520,000	
5405	住友金属工業	30,000	253	7,590,000	
5411	ジェイ エフ イー ホールディングス	4,000	3,670	14,680,000	
5486	日立金属	5,000	974	4,870,000	
5713	住友金属鉱山	10,000	1,510	15,100,000	
5801	古河電気工業	15,000	445	6,675,000	
5802	住友電気工業	10,000	1,241	12,410,000	
3436	S U M C O	3,000	1,864	5,592,000	
5911	横河ブリッジホールディングス	5,000	845	4,225,000	
5981	東京製鋼	10,000	330	3,300,000	
5631	日本製鋼所	10,000	1,263	12,630,000	
6146	ディスコ	2,000	5,550	11,100,000	
6268	ナブテスコ	7,000	1,091	7,637,000	
6301	小松製作所	8,000	1,716	13,728,000	
6302	住友重機械工業	15,000	492	7,380,000	
6326	クボタ	30,000	805	24,150,000	
6361	荏原製作所	20,000	382	7,640,000	
6586	マキタ	2,500	2,765	6,912,500	
4062	イビデン	1,000	3,160	3,160,000	
6502	東芝	75,000	474	35,550,000	
6503	三菱電機	10,000	737	7,370,000	
6505	東洋電機製造	20,000	824	16,480,000	
6508	明電舎	5,000	585	2,925,000	
6594	日本電産	5,000	6,920	34,600,000	
6644	大崎電気工業	3,000	1,024	3,072,000	
6665	エルピーダメモリ	5,000	1,392	6,960,000	
6674	ジーエス・ユアサ コーポレーション	10,000	903	9,030,000	
6702	富士通	15,000	628	9,420,000	
6727	ワコム	30	200,700	6,021,000	
6728	アルバック	2,000	2,770	5,540,000	
6741	日本信号	15,000	935	14,025,000	
6753	シャープ	10,000	1,080	10,800,000	
6758	ソニー	12,000	2,715	32,580,000	
6762	T D K	1,500	5,430	8,145,000	
6794	フォスター電機	3,000	1,878	5,634,000	
6845	山武	3,000	1,941	5,823,000	
6869	シスメックス	2,000	3,890	7,780,000	
6875	メガチップス	2,500	2,215	5,537,500	
6923	スタンレー電気	3,000	1,861	5,583,000	
6963	ローム	1,000	6,550	6,550,000	

6967	新光電気工業	3,000	1,676	5,028,000	
6971	京セラ	1,500	7,820	11,730,000	
6996	ニチコン	5,000	1,361	6,805,000	
7276	小糸製作所	3,000	1,291	3,873,000	
7752	リコー	5,000	1,267	6,335,000	
8035	東京エレクトロン	2,000	5,300	10,600,000	
3116	トヨタ紡織	3,000	1,802	5,406,000	
6023	ダイハツディーゼル	3,000	565	1,695,000	
6902	デンソー	3,000	2,915	8,745,000	
7102	日本車輛製造	15,000	647	9,705,000	
7122	近畿車輛	15,000	913	13,695,000	
7201	日産自動車	15,000	729	10,935,000	
7203	トヨタ自動車	18,000	4,120	74,160,000	
7240	N O K	5,000	1,241	6,205,000	
7259	アイシン精機	7,000	2,490	17,430,000	
7267	本田技研工業	15,000	3,120	46,800,000	
7269	スズキ	7,000	2,305	16,135,000	
7282	豊田合成	2,000	2,845	5,690,000	
7309	シマノ	2,000	4,110	8,220,000	
7731	ニコン	8,000	1,687	13,496,000	
7733	オリンパス	3,000	2,675	8,025,000	
7741	H O Y A	3,000	2,115	6,345,000	
8086	ニプロ	3,000	1,988	5,964,000	
7915	日本写真印刷	2,500	4,970	12,425,000	
7936	アシックス	5,000	886	4,430,000	
7956	ピジョン	1,500	3,590	5,385,000	
7974	任天堂	500	25,420	12,710,000	
9005	東京急行電鉄	20,000	462	9,240,000	
9020	東日本旅客鉄道	3,000	5,620	16,860,000	
9104	商船三井	10,000	593	5,930,000	
9119	飯野海運	10,000	526	5,260,000	
9202	全日本空輸	15,000	277	4,155,000	
9303	住友倉庫	5,000	418	2,090,000	
3632	グリー	1,000	8,000	8,000,000	
4689	ヤフー	100	30,550	3,055,000	
4825	ウェザーニューズ	3,000	1,715	5,145,000	
9427	イー・アクセス	100	73,500	7,350,000	
9437	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	100	141,000	14,100,000	
9602	東宝	5,000	1,612	8,060,000	
9984	ソフトバンク	25,000	2,085	52,125,000	
2766	日本風力開発	10	404,000	4,040,000	
8001	伊藤忠商事	25,000	692	17,300,000	
8031	三井物産	30,000	1,295	38,850,000	
8058	三菱商事	15,200	1,994	30,308,800	
2670	エービーシー・マート	1,000	2,675	2,675,000	
3099	三越伊勢丹ホールディングス	3,000	982	2,946,000	
7581	サイゼリヤ	3,000	1,487	4,461,000	
8251	パルコ	5,000	897	4,485,000	
8282	ケーズホールディングス	2,000	2,700	5,400,000	
9831	ヤマダ電機	1,000	5,830	5,830,000	
9936	王将フードサービス	500	2,780	1,390,000	
9983	ファーストリテイリング	500	11,230	5,615,000	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	80,000	607	48,560,000	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	12,000	4,150	49,800,000	
8358	スルガ銀行	10,000	898	8,980,000	
8369	京都銀行	5,000	885	4,425,000	
8403	住友信託銀行	25,000	542	13,550,000	
8410	セブン銀行	30	246,600	7,398,000	
8411	みずほフィナンシャルグループ	80,000	236	18,880,000	
8601	大和証券グループ本社	10,000	564	5,640,000	
8604	野村ホールディングス	50,000	837	41,850,000	
8755	損害保険ジャパン	5,000	647	3,235,000	
8766	東京海上ホールディングス	10,000	2,755	27,550,000	
8591	オリックス	1,500	6,380	9,570,000	
4666	パーク24	5,000	855	4,275,000	
8801	三井不動産	10,000	1,796	17,960,000	
8802	三菱地所	10,000	1,572	15,720,000	
8830	住友不動産	10,000	2,140	21,400,000	
2371	カクコム	25	354,000	8,850,000	
2413	ソネット・エムスリー	5	319,000	1,595,000	
4544	みらかホールディングス	2,500	2,445	6,112,500	
4755	楽天	300	60,100	18,030,000	

9783	ベネッセコーポレーション	1,500	4,310	6,465,000	
9792	ニチイ学館	6,000	1,025	6,150,000	
9793	ダイセキ	2,500	2,080	5,200,000	
	合 計	1,417,130		1,735,747,800	

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

「世界債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成20年8月14日現在]	[平成21年8月14日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	98,315	285,024
コール・ローン	6,384,620	4,825,754
国債証券	634,567,989	545,136,887
特殊債券	3,294,212	2,875,095
派生商品評価勘定	40,675	
未収入金	32,326,248	
未収利息	6,718,778	5,656,930
前払費用	1,987,578	888,980
流動資産合計	685,418,415	559,668,670
資産合計	685,418,415	559,668,670
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	177,996	
未払金	32,355,023	
流動負債合計	32,533,019	
負債合計	32,533,019	
純資産の部		
元本等		
元本	1 322,797,548	303,753,065
剰余金		
剰余金又は欠損金()	330,087,848	255,915,605
元本等合計	652,885,396	559,668,670
純資産合計	652,885,396	559,668,670
負債純資産合計	685,418,415	559,668,670

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月8日から8月7日まで、および8月8日から翌年2月7日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成19年 8月15日 至 平成20年 8月14日)	(自 平成20年 8月15日 至 平成21年 8月14日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>同 左</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同 左</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同 左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同 左</p>
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>	<p>為替予約取引 同 左</p>
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。</p>	<p>外貨建資産等の会計処理 同 左</p>

（貸借対照表に関する注記）

	[平成20年8月14日現在]	[平成21年8月14日現在]
1 期首	平成19年8月15日	平成20年8月15日
期首元本額	377,313,705円	322,797,548円
期首からの追加設定元本額	27,547,242円	100,105,566円
期首からの一部解約元本額	82,063,399円	119,150,049円
元本の内訳*		
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定型）	74,967,710円	75,072,884円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	49,897,446円	47,315,911円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（成長型）	40,786,715円	36,533,812円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（積極型）	28,092,854円	24,470,648円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2010	9,110,075円	3,537,559円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2020	28,819,762円	28,355,799円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	26,729,723円	24,999,756円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2040	23,435,854円	22,346,341円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定型）	5,433,724円	5,548,273円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）	6,625,315円	7,417,414円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）	5,072,158円	4,718,364円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（積極型）	2,666,767円	2,445,345円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤーファンド 2010	1,306,999円	555,626円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤーファンド 2020	9,233,477円	9,534,793円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤーファンド 2030	6,014,526円	5,813,841円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤーファンド 2040	4,604,443円	5,086,699円
（合計）	322,797,548円	303,753,065円
2 計算期間末日における受益権の総数	322,797,548口	303,753,065口
3 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.0226円 （20,226円）	1.8425円 （18,425円）

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[平成20年8月14日現在]		[平成21年8月14日現在]	
	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	634,567,989	4,246,463	545,136,887	874,558
特殊債券	3,294,212	21,185	2,875,095	8,827
合計	637,862,201	4,267,648	548,011,982	883,385

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

1 取引の状況に関する事項

区分	（自平成19年8月15日 至平成20年8月14日）	（自平成20年8月15日 至平成21年8月14日）
1 取引の内容、取引の利用目的及び取引に対する取組方針	当ファンドは、外貨の決済のために、その受渡までの期間がごく短い為替予約取引を利用しております。	同 左
2 取引に係るリスクの内容	外貨の決済のために行う為替予約取引は、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同 左
3 取引に係るリスクの管理体制	運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他ファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。 また、運用部門から独立した管理部門によってリスク運営状況等をモニタリングする体制をとっており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同 左
4 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同 左

2 取引の時価等に関する事項
通貨関連

区分	種類	[平成20年8月14日現在]			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	カナダドル	8,581,924		8,601,799	19,875
	シンガポールドル	15,638,928		15,631,318	7,610
	ユーロ 買建	8,569,027		8,535,962	33,065
	アメリカドル	32,524,904		32,366,783	158,121
	合計	65,314,783		65,135,862	137,321

[平成21年8月14日現在]

該当事項はありません。

(注)時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
(イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
(ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨 種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル				
国債証券	0.875 T-NOTE 101231	170,000.00	170,411.71	
	1.375 T-NOTE 120515	110,000.00	109,527.33	
	1.75 T-NOTE 140331	60,000.00	58,223.43	
	2.375 T-NOTE 160331	20,000.00	19,089.06	
	2.625 T-NOTE 160430	55,000.00	53,212.50	
	2.75 T-NOTE 100731	35,000.00	35,751.95	
	2.75 T-NOTE 131031	70,000.00	71,432.81	
	2.75 T-NOTE 190215	30,000.00	28,012.50	
	3.25 T-NOTE 160531	30,000.00	30,173.43	
	3.375 T-NOTE 130630	40,000.00	41,943.75	
	3.75 T-NOTE 181115	130,000.00	131,767.18	
	3.875 T-NOTE 100915	275,000.00	285,269.53	
	3.875 T-NOTE 180515	70,000.00	71,826.55	
	4 T-NOTE 140215	140,000.00	149,800.00	
	4.25 T-BOND 390515	35,000.00	34,010.15	
	4.375 T-BOND 380215	135,000.00	134,177.33	
	4.5 T-NOTE 160215	60,000.00	65,114.06	
4.625 T-NOTE 120229	120,000.00	129,721.86		
4.75 T-NOTE 140515	40,000.00	44,100.00		
6.25 T-BOND 230815	50,000.00	60,710.93		
	国債証券 小計	1,675,000.00	1,724,276.06 (164,564,907)	
アメリカドル 小計		1,675,000.00	1,724,276.06 (164,564,907)	
カナダドル				

国債証券	3.75 CAN GOVT 120601	15,000.00	15,794.85
	3.75 CAN GOVT 190601	50,000.00	50,925.00
	4 CAN GOVT 160601	150,000.00	158,820.00
	国債証券 小計	215,000.00	225,539.85 (19,824,952)
カナダドル 小計		215,000.00	225,539.85 (19,824,952)
オーストラリアドル			
国債証券	5.25 AUST GOVT 190315	10,000.00	9,670.55
	国債証券 小計	10,000.00	9,670.55 (781,090)
特殊債券	6 QUEENSLAND 110614	10,000.00	10,230.26
	6 QUEENSLAND 130814	25,000.00	25,365.82
	特殊債券 小計	35,000.00	35,596.08 (2,875,095)
オーストラリアドル 小計		45,000.00	45,266.63 (3,656,185)
イギリスポンド			
国債証券	4 GILT 160907	100,000.00	104,471.00
	5 GILT 120307	18,000.00	19,377.00
	6 GILT 281207	129,000.00	159,507.21
	国債証券 小計	247,000.00	283,355.21 (44,894,799)
イギリスポンド 小計		247,000.00	283,355.21 (44,894,799)
スイスフラン			
国債証券	4 SWISS GOVT 130211	13,000.00	14,365.00
	4.25 SWISS GOVT 170605	24,000.00	28,147.20
	国債証券 小計	37,000.00	42,512.20 (3,792,513)
スイスフラン 小計		37,000.00	42,512.20 (3,792,513)
シンガポールドル			
国債証券	2.875SINGAPOREGOVT 150701	30,000.00	31,861.77
	国債証券 小計	30,000.00	31,861.77 (2,110,842)
シンガポールドル 小計		30,000.00	31,861.77 (2,110,842)
マレーシアリングgit			
国債証券	5.094MALAYSIAGOVT 140430	100,000.00	106,271.40
	国債証券 小計	100,000.00	106,271.40 (2,892,707)
マレーシアリングgit 小計		100,000.00	106,271.40 (2,892,707)
スウェーデンクローネ			
国債証券	3 SWD GOVT 160712	180,000.00	176,275.80
	4.25 SWD GOVT 190312	45,000.00	47,398.05
	5.5 SWD GOVT 121008	50,000.00	54,732.50
	国債証券 小計	275,000.00	278,406.35 (3,716,724)
スウェーデンクローネ 小計		275,000.00	278,406.35 (3,716,724)
ノルウェークローネ			
国債証券	4.25 NORWE GOVT 170519	15,000.00	15,168.00
	6.5 NORWE GOVT 130515	65,000.00	71,857.50
	国債証券 小計	80,000.00	87,025.50 (1,377,613)
ノルウェークローネ 小計		80,000.00	87,025.50 (1,377,613)
ポーランドズロチ			
国債証券	5.25 POLAND 130425	140,000.00	140,294.00
	国債証券 小計	140,000.00	140,294.00 (4,629,702)
ポーランドズロチ 小計		140,000.00	140,294.00 (4,629,702)
ユーロ			

国債証券	3 ITALY GOVT 120301	160,000.00	163,440.00	
	3.25 BEL GOVT 160928	70,000.00	69,286.00	
	3.25 BUND 150704	50,000.00	51,116.50	
	3.75 ITALY GOVT 150801	240,000.00	245,880.00	
	3.75 O.A.T 210425	130,000.00	129,272.00	
	4 BUND 370104	65,000.00	63,737.05	
	4 ITALY GOVT 170201	270,000.00	277,695.00	
	4 O.A.T 131025	172,000.00	181,786.80	
	4 OBL 120413	130,000.00	137,387.90	
	4.25 BUND 140704	200,000.00	214,688.00	
	4.25 BUND 180704	75,000.00	80,215.50	
	4.25 BUND 390704	55,000.00	56,626.90	
	4.25 ITALY GOVT 130801	120,000.00	126,624.00	
	4.25 O.A.T 190425	20,000.00	21,062.00	
	4.25 O.A.T 231025	20,000.00	20,586.00	
	5.5 ITALY GOVT 101101	80,000.00	84,200.00	
	5.5 O.A.T 290425	16,000.00	18,742.40	
5.625 BUND 280104	160,000.00	190,964.80		
6.5 ITALY GOVT 271101	34,000.00	40,817.00		
	国債証券 小計	2,067,000.00	2,174,127.85 (296,551,038)	
	ユーロ 小計	2,067,000.00	2,174,127.85 (296,551,038)	
	合 計		548,011,982 (548,011,982)	

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 20銘柄	100.00%	30.03%
カナダドル	国債証券 3銘柄	100.00%	3.62%
オーストラリアドル	国債証券 1銘柄	21.36%	0.14%
	特殊債券 2銘柄	78.64%	0.52%
イギリスポンド	国債証券 3銘柄	100.00%	8.19%
スイスフラン	国債証券 2銘柄	100.00%	0.69%
シンガポールドル	国債証券 1銘柄	100.00%	0.39%
マレーシアリングット	国債証券 1銘柄	100.00%	0.53%
スウェーデンクローネ	国債証券 3銘柄	100.00%	0.68%
ノルウェークローネ	国債証券 2銘柄	100.00%	0.25%
ポーランドズロチ	国債証券 1銘柄	100.00%	0.84%
ユーロ	国債証券 19銘柄	100.00%	54.11%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

「世界株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成20年8月14日現在]	[平成21年8月14日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	118,759	28,763
コール・ローン	8,519,428	19,615,971
株式	1,089,191,515	908,374,059
投資証券		2,419,958
未収配当金	1,266,377	1,323,090
未収利息	117	62
流動資産合計	1,099,096,196	931,761,903
資産合計	1,099,096,196	931,761,903
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		
負債合計		
純資産の部		
元本等		
元本	1,047,817,430	1,225,107,808
剰余金		
剰余金又は欠損金()	51,278,766	293,345,905
元本等合計	1,099,096,196	931,761,903
純資産合計	1,099,096,196	931,761,903
負債純資産合計	1,099,096,196	931,761,903

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月8日から8月7日まで、および8月8日から翌年2月7日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成19年 8月15日 至 平成20年 8月14日)	(自 平成20年 8月15日 至 平成21年 8月14日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式および投資証券は移動平均法、株式および投資証券以外の有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提示する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>同 左</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同 左</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同 左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同 左</p>
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>	<p>為替予約取引 同 左</p>
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。</p>	<p>外貨建資産等の会計処理 同 左</p>

（貸借対照表に関する注記）

	[平成20年8月14日現在]	[平成21年8月14日現在]
1 期首	平成19年8月15日	平成20年8月15日
期首元本額	1,093,981,930円	1,047,817,430円
期首からの追加設定元本額	277,901,413円	678,106,455円
期首からの一部解約元本額	324,065,913円	500,816,077円
元本の内訳*		
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定型）	132,687,449円	168,599,714円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	135,368,803円	164,792,531円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（成長型）	149,564,979円	171,547,255円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（積極型）	255,895,690円	289,772,948円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2010	11,929,809円	3,201,299円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2020	55,886,515円	64,395,222円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	77,648,844円	90,293,429円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2040	100,494,188円	113,829,867円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定型）	9,496,723円	12,584,344円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）	18,090,440円	25,554,573円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）	18,459,777円	22,258,844円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（積極型）	24,913,110円	28,804,957円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤーファンド 2010	1,785,932円	510,996円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤーファンド 2020	18,097,744円	21,868,928円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤーファンド 2030	17,608,234円	21,083,468円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤーファンド 2040	19,889,193円	26,009,433円
（合計）	1,047,817,430円	1,225,107,808円
2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。		293,345,905円
3 計算期間末日における受益権の総数	1,047,817,430口	1,225,107,808口
4 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0489円 （10,489円）	0.7606円 （7,606円）

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	[平成20年8月14日現在]		[平成21年8月14日現在]	
	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	1,089,191,515	367,812	908,374,059	9,627,712
投資証券			2,419,958	60,050
合計	1,089,191,515	367,812	910,794,017	9,567,662

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日まで期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

1 取引の状況に関する事項

区 分	（自平成19年8月15日 至平成20年8月14日）	（自平成20年8月15日 至平成21年8月14日）
1 取引の内容、取引の利用目的及び取引に対する取組方針	当ファンドは、外貨の決済のために、その受渡までの期間がごく短い為替予約取引を利用しております。	同 左
2 取引に係るリスクの内容	外貨の決済のために行う為替予約取引は、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同 左
3 取引に係るリスクの管理体制	運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他ファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。 また、運用部門から独立した管理部門によってリスク運営状況等をモニタリングする体制をとっており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同 左
4 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同 左

2 取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位:円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル					
	ALTRIA GROUP INC	4,750	17.640000	83,790.00	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	2,450	38.740000	94,913.00	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	45	3,355.000000	150,975.00	
	BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	1,483	43.660000	64,747.78	
	C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	1,290	55.480000	71,569.20	
	DELL INC	2,980	14.290000	42,584.20	
	DIAMOND OFFSHORE DRILLING	760	90.240000	68,582.40	
	DONALDSON CO INC	3,030	39.620000	120,048.60	
	DOVER CORP	1,960	34.680000	67,972.80	
	ECOLAB INC	2,600	42.270000	109,902.00	
	ELI LILLY & CO	1,365	32.870000	44,867.55	
	EOG RESOURCES INC	3,610	75.570000	272,807.70	
	EXXON MOBIL CORP	3,435	68.750000	236,156.25	
	FASTENAL CO	2,840	36.970000	104,994.80	
	GENERAL ELECTRIC CO	5,420	14.100000	76,422.00	
	HARSCO CORP	2,300	30.320000	69,736.00	
	INTEL CORP	3,370	19.050000	64,198.50	
	IRON MOUNTAIN INC	5,835	28.890000	168,573.15	
	JOHNSON & JOHNSON	1,510	60.320000	91,083.20	
	JOHNSON CONTROLS INC	2,870	26.010000	74,648.70	
	LAMAR ADVERTISING CO-CL A	1,890	22.910000	43,299.90	
	LINEAR TECHNOLOGY CORP	2,050	27.050000	55,452.50	
	M & T BANK CORP	1,150	60.270000	69,310.50	
	MARKEL CORP	430	308.500000	132,655.00	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	1,705	27.410000	46,734.05	
	MICROSOFT CORP	8,910	23.620000	210,454.20	
	MOHAWK INDUSTRIES INC	1,490	49.690000	74,038.10	
	MOODY'S CORP	4,760	24.850000	118,286.00	
	OMNICOM GROUP	6,570	35.790000	235,140.30	
	ORACLE CORP	6,140	21.990000	135,018.60	
	PATTERSON COS INC	2,590	25.530000	66,122.70	
	PEPSICO INC	2,320	56.490000	131,056.80	
	PFIZER INC	2,042	15.800000	32,263.60	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	4,560	46.430000	211,720.80	
	PRAXAIR INC	1,340	77.670000	104,077.80	
	PROCTER & GAMBLE CO/THE	1,879	52.300000	98,271.70	
	PROGRESSIVE CORP	5,070	16.430000	83,300.10	
	SCHLUMBERGER LTD	2,340	55.130000	129,004.20	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	1,210	61.500000	74,415.00	
	T ROWE PRICE GROUP INC	2,380	46.460000	110,574.80	
	TIFFANY & CO	2,070	31.010000	64,190.70	
	TJX COMPANIES INC	3,270	35.360000	115,627.20	
	ULTRA PETROLEUM CORP	1,445	47.290000	68,334.05	
	VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	2,020	37.300000	75,346.00	
	WALGREEN CO	5,380	31.850000	171,353.00	
	WAL-MART STORES INC	3,360	51.880000	174,316.80	
	WELLPOINT INC	4,480	52.800000	236,544.00	
	WYETH	2,450	46.980000	115,101.00	
	アメリカドル 小計	139,204		5,260,582.23 (502,069,968)	
カナダドル					
	SNC-LAVALIN GROUP INC	3,130	49.990000	156,468.70	
	SUNCOR ENERGY INC	8,330	36.450000	303,628.50	
	カナダドル 小計	11,460		460,097.20 (40,442,543)	
オーストラリアドル					
	AMP LTD	6,320	6.020000	38,046.40	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	7,640	4.750000	36,290.00	

AUST AND NZ BANKING GROUP	5,085	20.200000	102,717.00	
BHP BILLITON LTD	3,379	38.260000	129,280.54	
BRAMBLES LTD	10,150	6.450000	65,467.50	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	1,430	47.530000	67,967.90	
FOSTER'S GROUP LTD	4,560	5.410000	24,669.60	
JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	5,050	5.550000	28,027.50	
RIO TINTO LTD	600	58.800000	35,280.00	
WOODSIDE PETROLEUM LTD	1,305	44.600000	58,203.00	
WOOLWORTHS LIMITED	3,160	27.210000	85,983.60	
オーストラリアドル 小計	48,679		671,933.04 (54,272,031)	
イギリスポンド				
AMEC PLC	2,790	7.195000	20,074.05	
AUTONOMY CORP PLC	410	12.790000	5,243.90	
BG GROUP PLC	4,625	10.220000	47,267.50	
BHP BILLITON PLC	1,090	15.900000	17,331.00	
CADBURY PLC	1,990	5.780000	11,502.20	
GLAXOSMITHKLINE PLC	4,580	11.690000	53,540.20	
HAYS PLC	21,100	1.020000	21,522.00	
IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	2,360	17.070000	40,285.20	
JOHNSON MATTHEY PLC	1,630	14.470000	23,586.10	
LONMIN PLC	620	14.750000	9,145.00	
PEARSON PLC	1,320	7.210000	9,517.20	
REED ELSEVIER PLC	6,570	4.300000	28,251.00	
ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	1,260	15.885000	20,015.10	
SABMILLER PLC	1,370	13.480000	18,467.60	
SAGE GROUP PLC/THE	5,940	2.087000	12,396.78	
STANDARD CHARTERED PLC	3,370	14.140000	47,651.80	
VODAFONE GROUP PLC	36,400	1.290000	46,956.00	
WEIR GROUP PLC/THE	2,230	6.235000	13,904.05	
イギリスポンド 小計	99,655		446,656.68 (70,768,284)	
スイスフラン				
GEBERIT AG-REG	210	152.600000	32,046.00	
NESTLE SA-REG	3,140	41.400000	129,996.00	
ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	475	166.300000	78,992.50	
SCHINDLER HOLDING-PART CERT	1,240	69.350000	85,994.00	
SGS SA-REG	21	1,287.000000	27,027.00	
SWISS LIFE HOLDING AG-REG	155	118.300000	18,336.50	
SWISS RE-REG	730	45.120000	32,937.60	
UBS AG-REG	2,749	17.220000	47,337.78	
スイスフラン 小計	8,720		452,667.38 (40,382,456)	
香港ドル				
BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	23,000	15.560000	357,880.00	
CHEUNG KONG HOLDINGS LTD	4,000	97.900000	391,600.00	
HANG LUNG PROPERTIES LTD	18,000	25.750000	463,500.00	
HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	2,300	150.100000	345,230.00	
LI & FUNG LTD	9,400	25.450000	239,230.00	
香港ドル 小計	56,700		1,797,440.00 (22,126,486)	
シンガポールドル				
KEPPEL CORP LTD	7,000	8.110000	56,770.00	
UNITED OVERSEAS BANK LTD	4,000	16.600000	66,400.00	
シンガポールドル 小計	11,000		123,170.00 (8,160,012)	
スウェーデンクローネ				
ATLAS COPCO AB-A SHS	8,660	88.750000	768,575.00	
INVESTOR AB-B SHS	5,170	130.750000	675,977.50	
LOOMIS AB-B	638	65.750000	41,948.50	
SECURITAS AB-B SHS	2,490	65.000000	161,850.00	
SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	4,890	173.500000	848,415.00	
スウェーデンクローネ 小計	21,848		2,496,766.00 (33,331,826)	
デンマーククローネ				
A P MOLLER - MAERSK A/S - B	5	33,700.000000	168,500.00	
CARLSBERG AS-B	900	383.000000	344,700.00	
DANISCO A/S	750	259.500000	194,625.00	
DSV A/S	1,790	76.750000	137,382.50	
JYSKE BANK-REG	1,240	223.000000	276,520.00	
デンマーククローネ 小計	4,685		1,121,727.50 (20,561,265)	

ユーロ				
ADIDAS AG	970	31.720000	30,768.40	
ASML HOLDING NV	1,650	18.120000	29,898.00	
CELESIO AG	2,835	19.000000	53,865.00	
CORPORACION FINANCIERA ALBA	920	37.370000	34,380.40	
DEUTSCHE BOERSE AG	320	52.740000	16,876.80	
DEUTSCHE POST AG-REG	2,680	11.300000	30,284.00	
ESSILOR INTERNATIONAL	1,120	37.700000	42,224.00	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	1,510	57.660000	87,066.60	
HEINEKEN HOLDING NV	2,550	23.370000	59,593.50	
INTESA SANPAOLO	7,110	2.930300	20,834.43	
KONE OYJ-B	1,220	24.860000	30,329.20	
LEGRAND SA	1,680	17.340000	29,131.20	
L'OREAL	1,140	60.500000	68,970.00	
NEOPOST SA	255	58.130000	14,823.15	
OESTERREICHISCHE POST AG	1,470	19.900000	29,253.00	
SAMPO OYJ-A SHS	2,010	15.850000	31,858.50	
SANOFI-AVENTIS	1,450	45.770000	66,366.50	
SAP AG	1,710	33.140000	56,669.40	
TOTAL SA	2,542	38.330000	97,434.86	
ZODIAC AEROSPACE	790	27.485000	21,713.15	
ユーロ 小計	35,932		852,340.09 (116,259,188)	
合計	437,883		908,374,059 (908,374,059)	

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨種類	銘柄	口数(口)	評価額	備考
オーストラリアドル				
投資証券	WESTFIELD GROUP	2,470	29,961.10	
	投資証券 小計	2,470	(2,419,958)	
オーストラリアドル 小計		2,470	29,961.10 (2,419,958)	
合計			2,419,958 (2,419,958)	

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 48銘柄	100.00%		55.12%
カナダドル	株式 2銘柄	100.00%		4.44%
オーストラリアドル	株式 11銘柄	95.73%		5.96%
	投資証券 1銘柄		4.27%	0.27%
イギリスポンド	株式 18銘柄	100.00%		7.77%
スイスフラン	株式 8銘柄	100.00%		4.43%
香港ドル	株式 5銘柄	100.00%		2.43%
シンガポールドル	株式 2銘柄	100.00%		0.90%
スウェーデンクローネ	株式 5銘柄	100.00%		3.66%
デンマーククローネ	株式 5銘柄	100.00%		2.26%
ユーロ	株式 20銘柄	100.00%		12.76%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「短期資産マザーファンド」の状況
該当事項はありません。

[前](#)△

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年8月31日現在

(単位：円)

資産総額	85,943,215
負債総額	107,923
純資産総額(-)	85,835,292
発行済口数	86,554,494 口
1口当たり純資産価額(/)	0.9917 (1万口当たり 9,917)

<参考>

「国内債券マザーファンド」の現況

純資産額計算書

平成21年8月31日現在

(単位：円)

資産総額	2,739,936,705
負債総額	
純資産総額(-)	2,739,936,705
発行済口数	2,321,980,794 口
1口当たり純資産価額(/)	1.1800 (1万口当たり 11,800)

<参考>

「国内株式マザーファンド」の現況

純資産額計算書

平成21年8月31日現在

(単位：円)

資産総額	1,720,221,152
負債総額	
純資産総額(-)	1,720,221,152
発行済口数	3,288,514,825 口
1口当たり純資産価額(/)	0.5231 (1万口当たり 5,231)

<参考>

「世界債券マザーファンド」の現況

純資産額計算書

平成21年8月31日現在

(単位：円)

資産総額	549,969,941
負債総額	
純資産総額(-)	549,969,941
発行済口数	304,096,765 口
1口当たり純資産価額(/)	1.8085 (1万口当たり 18,085)

<参考>

「世界株式マザーファンド」の現況

純資産額計算書

平成21年8月31日現在

(単位：円)

資産総額	922,978,805
負債総額	
純資産総額(-)	922,978,805
発行済口数	1,222,259,347 口
1口当たり純資産価額(/)	0.7551 (1万口当たり 7,551)

<参考>

「短期資産マザーファンド」の現況

当ファンドは、当該マザーファンドへの投資を行っていないため記載を省略しております。

第5【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	14,681,021	2,226	14,678,795
第2計算期間	13,683,665	439,802	27,922,658
第3計算期間	13,025,508	4,655,349	36,292,817
第4計算期間	9,830,307	2,897,470	43,225,654
第5計算期間	10,729,949	3,995,557	49,960,046
第6計算期間	33,001,755	6,953,467	76,008,334
第7計算期間	12,933,506	5,028,832	83,913,008
第8計算期間	18,528,760	16,130,040	86,311,728

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

平成21年9月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成21年9月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用

業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。
平成21年9月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	327	5,484,432
追加型公社債投資信託	18	426,273
単位型株式投資信託	11	101,183
単位型公社債投資信託	6	80,346
合計	362	6,092,235

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第24期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第24期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

区 分	注記 番号	第23期 (平成20年3月31日現在)		第24期 (平成21年3月31日現在)	
		金 額 (千円)	構成比(%)	金 額 (千円)	構成比(%)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	2	13,048,512		8,398,952	
有価証券	2	7,000,000		11,498,934	
前払費用		176,784		130,052	
未収入金		754,110		133,300	
未収委託者報酬		5,719,241		3,496,056	
未収収益	2	9,851		77,468	
繰延税金資産		470,611		289,685	
金銭の信託	2	1,000,000		1,000,000	
その他		2,358		13,229	
流動資産 計		28,181,470	58.4	25,037,680	57.8
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	378,922		368,327	
器具備品	1	165,354		168,906	
土地		1,205,031		1,205,031	
		1,749,308	3.6	1,742,265	4.0
無形固定資産					
電話加入権		15,822		15,822	
ソフトウェア		833,346		809,683	
ソフトウェア仮勘定		-		7,316	
その他		200		156	
		849,369	1.8	832,978	1.9
投資その他の資産					
長期性預金	2	-		2,000,000	
投資有価証券		15,643,182		11,906,934	
関係会社株式		481,812		431,812	
長期差入保証金	2	844,628		844,978	
長期前払費用		44,419		4,371	
繰延税金資産		437,600		473,766	
その他		20,485		20,485	
		17,472,127	36.2	15,682,348	36.2
固定資産 計		20,070,805	41.6	18,257,593	42.2
資産合計		48,252,276	100.0	43,295,274	100.0

		第23期 (平成20年3月31日現在)		第24期 (平成21年3月31日現在)	
区 分	注記 番号	金 額 (千円)	構成比(%)	金 額 (千円)	構成比(%)
(負債の部)					
流動負債					
預り金		123,164		1,038,438	
未払金					
未払収益分配金		259,035		272,705	
未払償還金		2,234,769		2,047,207	
未払手数料	2	2,414,475		1,440,183	
その他未払金		122,624		110,716	
未払費用	2	1,190,361		781,556	
未払消費税等		150,778		-	
未払法人税等		3,063,071		595,981	
仮受金		9		43	
賞与引当金		473,000		478,200	
流動負債計		10,031,290	20.8	6,765,032	15.6
固定負債					
長期未払金		40,175		-	
退職給付引当金		13,752		13,304	
役員退職慰労引当金		80,428		54,658	
固定負債計		134,355	0.3	67,962	0.2
負債合計		10,165,645	21.1	6,832,995	15.8
(純資産の部)					
株主資本					
資本金		2,000,131	4.1	2,000,131	4.6
資本剰余金					
資本準備金		222,096		222,096	
資本剰余金合計		222,096	0.5	222,096	0.5
利益剰余金					
利益準備金		342,589		342,589	
その他利益剰余金					
別途積立金		6,998,000		6,998,000	
繰越利益剰余金		28,643,217		27,520,492	
利益剰余金合計		35,983,807	74.6	34,861,082	80.5
株主資本合計		38,206,035	79.2	37,083,309	85.7
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		119,404	0.2	621,031	1.4
純資産合計		38,086,630	78.9	36,462,278	84.2
負債純資産合計		48,252,276	100.0	43,295,274	100.0

(2) 【損益計算書】

区 分	注記 番号	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
		金 額 (千円)	百分比(%)	金 額 (千円)	百分比(%)
営業収益					
委託者報酬		53,528,583		42,137,383	
その他営業収益					
投資顧問料		17,390		7,887	
その他		9,522		8,381	
			53,555,496	100.0	42,153,652
営業費用					
支払手数料	2	23,552,779		18,452,482	
広告宣伝費		1,256,792		911,798	
公告費		4,837		4,088	
調査費					
調査費		708,443		778,991	
委託調査費		5,547,898		4,427,117	
事務委託費		248,027		229,877	
営業雑経費					
通信費		119,248		114,009	
印刷費		675,259		640,249	
協会費		43,595		42,295	
諸会費		6,863		6,356	
事務機器関連費		858,095		820,190	
			33,021,841	61.6	26,427,456
一般管理費					
給料					
役員報酬		176,700		171,783	
給料・手当		3,069,369		3,243,471	
賞与引当金繰入		473,000		478,200	
福利厚生費		383,722		427,372	
交際費		20,733		20,785	
旅費交通費		130,178		126,644	
租税公課		129,920		112,608	
不動産賃借料		666,879		658,309	
退職給付費用		116,927		151,382	
役員退職慰労引当金繰入		17,691		17,566	
固定資産減価償却費		289,851		345,975	
諸経費		348,524		368,982	
			5,823,499	10.9	6,123,082
営業利益			14,710,155	27.5	9,603,113
					22.8

区 分	注記 番号	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
		金 額 (千円)		百分比(%)	金 額 (千円)		百分比(%)
営業外収益							
受取配当金		125,221			185,609		
有価証券利息	2	44,838			55,030		
受取利息	2	41,460			21,926		
有価証券償還益		-			-		
収益分配金等時効 完成分		227,953			111,003		
その他		5,113	444,587	0.8	5,225	378,796	0.9
営業外費用							
収益分配金等時効 完成分支払額		46,433			62,259		
事務過誤費		9,859			13,871		
その他		1,969	58,263	0.1	7,266	83,398	0.2
経常利益			15,096,480	28.2		9,898,511	23.5
特別利益							
投資有価証券売却益		1,279,301	1,279,301	2.4	15,399	15,399	0.0
特別損失							
投資有価証券売却損		429,258			228,868		
投資有価証券評価損		-			2,124,730		
固定資産除却損	1	2,713			2,488		
投資有価証券清算損		21,312			-		
移転関連費用		13,467			-		
造作変更費用		3,330			-		
その他		-	470,081	0.9	5,965	2,362,053	5.6
税引前当期純利益			15,905,700	29.7		7,551,856	17.9
法人税、住民税及び 事業税		6,282,766			3,801,688		
法人税等調整額		181,272	6,464,038	12.1	144,759	3,946,448	9.4
当期純利益			9,441,661	17.6		3,605,408	8.6

(3)【株主資本等変動計算書】

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計	評価・換算 差額等 その他 有価証券 評価 差額金	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他 利益剰余金					
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
前事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	23,917,280	31,257,870	33,480,097	1,829,438	35,309,536
事業年度中の 変動額										
剰余金の配当						△ 4,715,724	△ 4,715,724	△ 4,715,724		△ 4,715,724
当期純利益						9,441,661	9,441,661	9,441,661		9,441,661
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)									△ 1,948,843	△ 1,948,843
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	-	4,725,937	4,725,937	4,725,937	△ 1,948,843	2,777,093
当事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	28,643,217	35,983,807	38,206,035	△ 119,404	38,086,630

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計	評価・換算 差額等 その他 有価証券 評価 差額金	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他 利益剰余金					
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
前事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	28,643,217	35,983,807	38,206,035	△ 119,404	38,086,630
事業年度中の 変動額										
剰余金の配当						△ 4,728,133	△ 4,728,133	△ 4,728,133		△ 4,728,133
当期純利益						3,605,408	3,605,408	3,605,408		3,605,408
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									△ 501,627	△ 501,627
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	-	△ 1,122,725	△ 1,122,725	△ 1,122,725	△ 501,627	△ 1,624,352
当事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	27,520,492	34,861,082	37,083,309	△ 621,031	36,462,278

重要な会計方針

項 目	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式：移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券： 時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないものは移動平均法による原価法によっております。	同 左
2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア それ以外の無形固定資産	定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物 38年であります。 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これに伴う、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 定額法を採用しております。	同 左 同 左 同 左
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同 左
4. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金 (2) 退職給付引当金 (3) 役員退職慰労引当金	従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数(8年)による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	同 左 同 左
5. 消費税等の会計処理	税抜方式によっております。	同 左

表示方法の変更

第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(貸借対照表) 前事業年度まで「現金及び預金」に表示しておりました譲渡性預金(当事業年度末7,000,000千円)は、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 最終改正平成20年3月25日)及び「金融商品会計に関するQ&A」(会計制度委員会 最終改正平成20年3月25日)が改正されたことに伴い、当事業年度より「有価証券」として表示しております。	

注記事項

(貸借対照表関係)

項目	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
1.有形固定資産の減価償却累計額	建物 78,764千円 器具備品 88,022千円	建物 117,264千円 器具備品 130,206千円
2.関係会社に対する主な資産・負債	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 預金 9,365,450千円 有価証券 7,000,000千円 未収収益 5,253千円 金銭の信託 1,000,000千円 長期差入保証金 837,940千円 未払手数料 1,365,738千円 未払費用 259,919千円	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 預金 5,493,354千円 有価証券 11,000,000千円 未収収益 5,233千円 金銭の信託 1,000,000千円 長期性預金 2,000,000千円 長期差入保証金 837,940千円 未払手数料 868,907千円 未払費用 198,857千円

(損益計算書関係)

項目	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1.固定資産除却損の内訳	器具備品 2,713千円	器具備品 1,961千円 ソフトウエア 527千円
2.関係会社に対する主な取引	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 支払手数料 15,834,106千円 有価証券利息 32,637千円 受取利息 38,093千円	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 支払手数料 12,493,304千円 有価証券利息 44,704千円 受取利息 21,926千円

(株主資本等変動計算書関係)

第23期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

2.配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成20年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	4,728,133千円
1株当たり配当額	38,100円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年7月1日

第24期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 4,728,133千円

1株当たり配当額 38,100円

基準日 平成20年3月31日

効力発生日 平成20年7月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 1,811,830千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 14,600円

基準日 平成21年3月31日

効力発生日 平成21年6月30日

(有価証券関係)

第23期(平成20年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式等			
	債券			
	その他	1,783,231	2,083,831	300,599
	小計	1,783,231	2,083,831	300,599
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式等			
	債券			
	その他	10,833,157	10,193,313	639,843
	小計	10,833,157	10,193,313	639,843
	合計	12,616,389	12,277,145	339,243

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
7,602,413	1,279,301	429,258

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
MMF	2,009,213千円
キャッシュファンド	1,005,546千円
譲渡性預金	7,000,000千円
非上場株式	351,277千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	481,812千円

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資信託	-	782,596	-	-
合 計	-	782,596	-	-

第24期(平成21年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式等			
	債券 その他	1,465,168	1,522,867	57,698
	小 計	1,465,168	1,522,867	57,698
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式等			
	債券 その他	8,557,951	7,573,200	984,750
	小 計	8,557,951	7,573,200	984,750
合 計		10,023,119	9,096,067	927,052

(注) 当事業年度において、有価証券について2,124,730千円（その他有価証券で時価のある証券投資信託2,124,730千円）減損処理を行っております。なお、証券投資信託の減損処理は、期末における時価が簿価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
1,729,081	15,399	228,868

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
MMF	2,014,549千円
キャッシュファンド	1,008,475千円
譲渡性預金	11,000,000千円
非上場株式	286,777千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	431,812千円

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資信託	498,934	2,262,320	482,062	-
合 計	498,934	2,262,320	482,062	-

(デリバティブ取引関係)

第23期(自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期(自平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、従業員に対して適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、平成18年6月に適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2.退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

	第23期 （平成20年3月31日現在）	第24期 （平成21年3月31日現在）
(1) 退職給付債務	858,846	771,109
(2) 年金資産	<u>727,035</u>	<u>454,977</u>
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	131,810	316,132
(4) 未認識数理計算上の差異	<u>162,154</u>	<u>306,966</u>
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	30,344	9,164
(6) 前払年金費用	<u>44,096</u>	<u>4,139</u>
(7) 退職給付引当金 (5)-(6)	<u>13,752</u>	<u>13,304</u>

3.退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	第23期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第24期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
(1) 勤務費用	22,905	29,439
(2) 利息費用	13,963	12,676
(3) 期待運用収益	14,624	10,905
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>17,916</u>	<u>38,186</u>
(5) 退職給付費用	<u>40,160</u>	<u>69,396</u>
(6) その他	<u>76,767</u>	<u>81,986</u>
(7) 合計	<u>116,927</u>	<u>151,382</u>

（注）銀行0Bの退職給付費用は、勤務費用に計上しております。

「（6）その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4.退職給付の計算基礎に関する事項

	第23期 （平成20年3月31日現在）	第24期 （平成21年3月31日現在）
(1) 割引率	1.5%	同左
(2) 期待運用収益率	1.5%	同左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 数理計算上の差異の処理年数	各事業年度の発生時における 従業員の平均支払期間以内の 一定の年数（8年）による定額 法により、翌事業年度より費 用処理しております。	同左

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	700,082	689,220
投資有価証券評価損	252,334	1,041,250
ゴルフ会員権評価損	40,922	30,885
未払事業税	232,055	49,084
賞与引当金	192,463	194,579
役員退職慰労引当金	32,726	22,240
退職給付引当金	5,595	5,413
退職一時金未払	32,694	14,992
減価償却超過額	5,615	63,725
委託者報酬	89,452	124,519
その他有価証券評価差額金	138,038	377,217
その他	31,340	32,298
繰延税金資産 小計	1,753,321	2,645,429
評価性引当額	827,166	1,880,292
繰延税金資産 合計	926,154	765,137
繰延税金負債		
前払年金費用	17,942	1,684
繰延税金負債 合計	17,942	1,684
繰延税金資産（負債）の純額	908,211	763,452

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	(%)
	法定実効税率 40.7
	(調整)
	投資有価証券評価損に係る損金不算入 11.4
	その他 0.2
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 52.3

(関連当事者情報)

第23期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	直接 30.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,882,050 千円	未払手数料	357,804 千円
							事務所の賃借	事務所敷金追加差入	43,826 千円	長期差入保証金	833,144 千円
							同上	事務所賃借料	643,380 千円		
							投資の助言	投資助言料	365,963 千円	未払費用	198,106 千円
その他の関係会社	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	996,973 百万円	銀行業	直接 15.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	9,952,055 千円	未払手数料	1,007,933 千円
							取引銀行	譲渡性預金の預入	28,000,000 千円	有価証券	7,000,000 千円
								譲渡性預金に係る受取利息	32,637 千円	未収利息	5,253 千円
								株式の売却	1,296,000 千円		
								株式の売却	197,568 千円		

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。

株式の売却価額について、時価のあるものについては、市場実勢を勘案して決定しております。

株式の売却価額について、時価のないものについては、第三者機関による企業価値評価をもとに決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	三菱UFJ証券㈱	東京都千代田区	65,518 百万円	証券業			当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,137,534 千円	未払手数料	643,244 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

第24期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日）を適用しております。

この結果、従来の開示対象に加えて、親会社に関する注記が開示対象に追加されております。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
主要株主	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	直接 30.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,440,945 千円	未払手数料	239,286 千円	
							事務所の賃借	事務所賃借料	631,409 千円	長期差入保証金	833,144 千円
							投資の助言	投資助言料	264,141 千円	未払費用	146,190 千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,196,295 百万円	銀行業	直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	8,052,358 千円	未払手数料	629,621 千円	
							取引銀行	譲渡性預金の預入	34,000,000 千円	有価証券	11,000,000 千円
								譲渡性預金に係る受取利息	44,704 千円	未収利息	3,900 千円
								マルチコーラブル預金の預入	3,000,000 千円	長期性預金	2,000,000 千円
								マルチコーラブル預金に係る受取利息	4,423 千円	未収利息	35 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ証券㈱	東京都千代田区	65,518百万円	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	2,400,621千円	未払手数料	296,719千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

項目	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	306,907円68銭	293,818円41銭
1株当たり当期純利益	76,082円29銭	29,052円91銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
当期純利益 (千円)	9,441,661	3,605,408
普通株式に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る当期純利益 (千円)	9,441,661	3,605,408
期中平均株式数 (株)	124,098	124,098

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成21年3月末現在)	事業の内容
株式会社鹿児島銀行	18,130 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,938 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成21年9月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の30.0%（37,230株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、またファンドの形態、申込みに係る事項などを記載することがあります。
- (2) 目論見書に用語集および信託約款を掲載します。
- (3) 目論見書の表紙裏面に以下の内容を記載します。
 - ・当ファンドの受益権の価額は、株式・公社債等の有価証券市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化、為替市場の相場変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
 - ・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
 - ・運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。
 - ・投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - ・金融商品取引業者以外の金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。
 - ・当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。
- (4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5) 有価証券届出書の内容を要約した基本情報等を投資信託説明書（交付目論見書）の冒頭に掲載します。
- (6) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (7) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (8) 目論見書の裏表紙に委託会社のホームページアドレスのほか、モバイルサイトのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等を含みます。）等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年9月16日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 荒川 進 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）の平成20年8月15日から平成21年8月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）の平成21年8月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年9月25日

三菱UFJ投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 荒川 進 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）の平成19年8月15日から平成20年8月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）の平成20年8月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。